

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	74 件
国民年金関係	42 件
厚生年金関係	32 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	91 件
国民年金関係	25 件
厚生年金関係	66 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの期間、47 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 47 年 7 月及び同年 8 月

私の両親は、私が 20 歳になったころ、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3 か月及び 2 か月といずれも短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は、20 歳時の昭和 45 年 11 月に払い出され、申立人は、申立期間及び共済年金加入期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の保険料を納付していたとする両親は、いずれも昭和 43 年 11 月から申立期間を含め 60 歳到達時までの保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年8月から50年7月まで
② 昭和55年4月から同年6月まで

私の申立期間①の国民年金保険料は、父が納付してくれていたはずである。また、申立期間②の保険料は自身で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間であり、当該期間前後の国民年金保険料を納付している上、申立人の所持する領収証書により、当該期間直前の昭和54年8月から55年3月までの保険料を55年4月に区役所で現年度納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続を行い、保険料を納付していたとする父親から当時の状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人は、父親から渡された年金手帳は、現在所持している年金手帳のみであると説明しているが、当該年金手帳には昭和50年8月に払い出された国民年金手帳の記号番号が記載されており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年6月から同年12月まで
私の夫が独立するために会社を退職して2年くらいたった昭和51年ごろ、私が区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。その際、窓口で区役所職員から過去の未納期間の国民年金保険料をすべて納めるように言われたので、2、3枚の納付書を受け取り、何回かに分けて銀行で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立は、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和50年1月以降、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の妻は、51年ごろ夫婦の国民年金の加入手続を一緒に行い、過去の未納期間の保険料を何回かに分けてすべて納付したと説明しているところ、申立人の国民年金手帳の記号番号が51年6月ごろに払い出されていることが確認でき、当該時点で、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であるとともに、申立人の妻が何回かに分けて納付したとする金額は、申立期間を含む49年6月から51年3月までの夫婦二人分の保険料を過年度納付した場合の保険料額とおおむね一致している上、申立人が所持する領収証書により、昭和50年度の保険料は夫婦各1枚の納付書で51年8月に過年度納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年6月から同年12月まで
私は、夫が独立するために会社を退職して2年くらいたった昭和51年ごろ、区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。その際、窓口で区役所職員から過去の未納期間の国民年金保険料をすべて納めるように言われたので、2、3枚の納付書を受け取り、何回かに分けて銀行で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和50年1月以降、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人は、51年ごろ夫婦の国民年金の加入手続を一緒に行い、過去の未納期間の保険料を何回かに分けてすべて納付したと説明しているところ、申立人の国民年金手帳の記号番号が51年6月ごろに払い出されていることが確認でき、当該時点で、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であるとともに、申立人が何回かに分けて納付したとする金額は、申立期間を含む49年6月から51年3月までの夫婦二人分の保険料を過年度納付した場合の保険料額とおおむね一致している上、申立人が所持する領収証書により、昭和50年度の保険料は夫婦各1枚の納付書で51年8月に過年度納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から37年3月まで
私は、制度発足当時から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の国民年金手帳の記号番号は、国民年金の適用準備期間の昭和36年2月に払い出されており、申立期間の保険料を現年度納付することが可能である。

また、申立人が当時居住していた区では、申立期間当時、少なくとも昭和36年8月以降、区の係員が訪問徴収を実施しており、申立人は、申立期間前後を通じて住所に変更は無く、仕事等の生活状況にも大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から37年3月まで
私は、制度発足当時から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の国民年金手帳の記号番号は、国民年金の適用準備期間の昭和36年2月に払い出されており、申立期間の保険料を現年度納付することが可能である。

また、申立人が当時居住していた区では、申立期間当時、少なくとも昭和36年8月以降、区の係員が訪問徴収を実施しており、申立期間前後を通じて、申立人の住所に変更は無く、申立人の夫の仕事等の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 8067

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 53 年 3 月まで
私の妻は、金融機関で、申立期間の私の国民年金保険料をさかのぼって一括納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した時期について、昭和 53 年夏前から長女の妊娠を知る前の 54 年 3 月までの間であったと具体的に説明しており、当該時期は、第 3 回特例納付が実施されていた期間とおおむね一致する上、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該特例納付実施期間の直前の昭和 53 年 5 月に払い出されていることが確認できる。

また、妻が一括納付したとする金額は、納付したとする時点で、申立期間の保険料を第 3 回特例納付及び過年度納付により納付した場合の金額とおおむね一致している上、申立人には、申立期間以外に保険料の未納はないなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年12月から45年3月までの期間及び48年1月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月から45年3月まで
② 昭和48年1月から50年3月まで

私の妻は、昭和45年6月の婚姻後、それまで納付していなかった私の国民年金保険料を区役所でまとめて納付した。その後は、妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち昭和44年12月から45年3月までの期間及び申立期間②については、申立人の国民年金保険料を納付していたとする妻は、当該期間の自身の保険料は納付済みである。

また、申立期間②は、申立人は当該期間後から60歳到達時までの保険料をすべて納付しているほか、当該期間直前の納付記録は昭和60年4月及び平成20年8月に追加及び訂正されているなど、申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった状況がみられる。申立期間①のうち、昭和44年12月から45年3月までの期間は、妻は婚姻後に申立人の保険料が納付されていないことに気づき、「同じスタートラインに立ちたかった。」として申立人の保険料を納付したと具体的に説明しており、当該期間の妻の納付記録は特殊台帳上は納付済み期間であったことなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和38年7月から44年11月までの期間については、申立人の妻が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妻がまとめて保険料を納付したとする時期は、第1回特例納付が実施されていた期間である

ものの、申立人及びその妻は、納付したとする金額を憶^{おぼ}えておらず、申立人の妻は申立人の保険料を20歳までさかのぼって区役所で納付した際、自身が持参した国民年金手帳にスタンプを押されたと主張しているが、当時申立人が居住していた区では、特例納付の保険料を区役所では収納しておらず、特例納付の保険料は納付書を使用して納付することとされていたことなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年12月から45年3月までの期間及び48年1月から50年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 53 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 8 月から 46 年 9 月まで
② 昭和 47 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 53 年 10 月から同年 12 月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、父または所属している団体の当時の会計担当者が私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、申立期間がそれぞれ 3 か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親及び団体の会計担当者が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする父親及び団体の会計担当者から当時の加入手続、保険料の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、父親か団体の会計担当者が申立期間の保険料を家族の分と一緒に納付してくれていたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 46 年 4 月以降に払い出されており、当該期間の保険料をさかのぼって納付していたことを聞いた記憶は無いと説明しているなど、申立人の父親及び会計担当者が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 53 年 10 月から同年 12 月までの

期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 8071

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 4 月ごろ区職員から国民年金の戸別加入勧奨を受けた際に夫婦二人の加入手続を行い、国民年金保険料は妻が夫婦二人分を集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月間と短期間の 1 回のみであり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しているほか、国民年金に加入したきっかけを区の戸別加入勧奨であったと説明しており、その内容は申立人が当時居住していた区の加入勧奨方法と合致している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 37 年 11 月に払い出されており、その時点では、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であり、厚生省（当時）の通達に基づき、37 年 5 月から 38 年 6 月までは市区町村において過年度保険料の徴収を行うことが可能であったなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月までの期間、59 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月まで
② 昭和 59 年 8 月及び同年 9 月

私は、婚姻後の昭和 53 年に国民年金に加入し、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の夫の保険料が納付済みであるのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は 6 か月及び 2 か月とそれぞれ短期間であり、申立人は、申立期間及び申請免除期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しているほか、申立人が自身の保険料と一緒に納付していたとする夫の申立期間の保険料は納付済みである。

また、申立人は申立期間①直前の昭和 58 年 5 月から同年 9 月までの期間の保険料を 59 年 7 月及び同年 10 月の 2 回に分けて過年度納付していることがオンライン記録により確認でき、当該納付時点では、申立期間①の保険料は過年度納付することも可能であるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 8073

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 10 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月から 39 年 3 月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、父か母が国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 36 年 1 月ごろに払い出されており、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であり、申立期間直前の 36 年 4 月から 37 年 9 月までの保険料は現年度納付されていることが確認できる。

さらに、申立人は、昭和 37 年 10 月に他区に転入しているが、転入先の区が作成した国民年金被保険者名簿に記載されている申立人の転入年月日は住所の変更日と同一であることから、申立人の父親は住所変更に伴う国民年金の手続を適切に行っていたものと考えられるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 8077

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 1 月から 45 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から 45 年 12 月まで
私は、昭和 45 年 12 月ごろに、未納分の国民年金保険料として 6,000 円ぐらいの金額を市役所で納付したはずである。この時期以外の未納期間については、自分でも承知しているが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人は、結婚後はしばらく国民年金保険料を納付していなかったが、長男の小学校入学前の昭和 45 年 12 月に市へ相談に行った際、国民年金担当課の窓口で保険料の納付書を作成してもらい、市役所で保険料約 6,000 円を納付し、その後は子供 2 人の育児等で忙しく、49 年に転居するまで保険料を納付しなかったことを記憶しており、その説明は具体的であるほか、当時市役所内に金融機関の出張所が開設されており、市役所での保険料の納付が可能であったこと、納付したとする金額は申立期間の過年度保険料及び現年度保険料の金額におおむね一致することなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 47 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 44 年 3 月まで
② 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで
③ 昭和 47 年 4 月から同年 6 月まで
④ 昭和 47 年 10 月から同年 12 月まで

私は、昭和 36 年 10 月の結婚前後に国民年金の加入手続を行い、国民年金の保険料は当初集金人に、後に納付書により金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④については、当該期間はいずれも 3 か月と短期間であり、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。また、申立人は、当該期間当時、3 か月ごとに金融機関で納付書により保険料を納付していたと説明しており、当時の納付方法と合致するなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は昭和 36 年 10 月の結婚前後に国民年金の加入手続を行い、保険料を集金人に納付したと説明しているが、申立人が所持している最初の国民年金手帳の記号番号は当該期間直後の 44 年 5 月に払い出されている。また、当該期間のうち 42 年 4 月から 44 年 3 月までの期間は、当該払出時点では、過年度保険料となるが、申立人は、保険料をさかのぼって納付した記憶は無いなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が居住していた区では、昭和45年7月から納付書制度が実施されているが、申立人は、印紙検認方式から納付書方式への切替時の保険料の納付方法、納付金額及び納付場所の記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から同年6月までの期間及び47年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 8079

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで

私は、短大を卒業後、国民年金の加入手続を区役所で行い、最初の国民年金保険料はまとめて勤務先近くの金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間後の昭和58年4月以降、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間の昭和58年1月に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料を現年度納付することが可能であり、申立人は、区役所で国民年金の加入手続をし、その後送付された納付書により保険料をまとめて勤務先近くの金融機関で納付したと具体的に説明しており、当時の保険料の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月
② 平成2年4月から3年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を送付された納付書により、郵便局で保険料を納付していた。申立期間①について保険料が未納とされ、申立期間②について保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、1か月と短期間であり、前後の保険料は納付済みである。また、申立人は、送付された納付書により郵便局で保険料を納付したと説明しており、当時の納付方法と合致している上、申立人が納付したとする金額は当該期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、オンライン記録の当該期間に係る保険料免除の申請及び処理の年月日に不自然、不合理な点は認められず、当該期間は申立人の夫も申請免除期間となっているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から6年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から6年3月まで
私の母は、平成3年ころ、市役所で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の免除申請手続きを行ったはずである。申立期間が未加入とされ、保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

当委員会において、申立人の氏名について、別のよみがなによる氏名検索を行ったところ、申立人と生年月日、申立期間当時の住所が一致するほか、国民年金手帳の記号番号の払出時期が申立人の説明する時期と合致し、かつ、他の記号番号と統合等が行われていない申立人のものと推認される年金記録が確認され、当該手帳記号番号による納付記録では、申立期間に相当する期間（平成3年4月から6年3月まで）は申請免除期間、その後の申立人の共済年金加入期間は平成22年7月現在までの期間は未納とされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月まで
私は、会社を退職後、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 59 年 7 月時点で、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であり、申立期間直後の期間は納付済みである。

また、申立人は、国民年金加入手続後に郵送された異なる様式の 2 枚の納付書により、申立期間及びその直後の期間の保険料それぞれ 6 か月分を金融機関で納付したと具体的に説明しており、当時の過年度及び現年度保険料の納付方法と合致している上、納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月及び同年 5 月
② 昭和 63 年 6 月

私は、国民年金に加入した後は、国民年金保険料を申立期間①は納付書で、申立期間②のころは口座振替と納付書で納付していた。所持する「口座振替済のお知らせ」と領収証書によると、申立期間②直前の保険料は口座振替で、直後の保険料は納付書で納付している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、1 か月と短期間であり、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。

また、オンライン記録によると、平成 2 年 5 月 7 日に過年度納付書が作成されており、当該納付書は申立期間②に係る過年度納付書と推察されることから、当該納付書により当該期間の保険料を過年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の所持する年金手帳によると、資格喪失日は、当初昭和 59 年 3 月 26 日と記載されていたが、その後、同年 6 月 1 日に訂正されている。オンライン記録によると、記録訂正は平成 9 年 3 月に行われており、記録訂正されるまで、当該期間は未加入期間であったため、制度上、保険料を納付することができないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年6月の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から同年9月まで
私の妻は、60歳になるまで夫婦二人分の国民年金保険料を支払ってきた。申立期間の保険料が、妻は納付済みとなっているのに私だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻は、申立期間を含め、60歳に到達するまで国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立期間前後を通じて、申立人の住所及び仕事に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化が認められないなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年12月から46年3月まで

私たち夫婦は、昭和45年12月に国民健康保険の手続に夫婦で役所に行った際、窓口で国民年金の加入手続を勧められ、私は厚生年金保険から国民年金への切替手続を、妻は、再加入手続を行った。夫婦二人分の国民年金保険料は、自宅に集金に来る金融機関の集金人に納付書と現金を預けて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を60歳に至るまですべて納付している。

また、夫婦が所持する昭和47年4月発行の国民年金手帳には、資格取得日として申立期間直前の45年12月26日の記載があり、所持する領収証書により、申立期間直後の昭和46年度の保険料は、昭和47年5月に過年度納付されていることが確認でき、当該納付時点で、申立期間の保険料も過年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、夫婦については、申立期間に近接する昭和47年10月から同年12月までの保険料が、夫婦が所持する領収証書により、平成元年3月に納付済みに記録訂正されているなど、申立人に係る記録管理が不適切であった状況も認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年12月から46年3月まで

私たち夫婦は、昭和45年12月に国民健康保険の手続に夫婦で役所に行った際、窓口で国民年金の加入手続を勧められ、夫は厚生年金保険から国民年金への切替手続を、私は、再加入手続を行った。夫婦二人分の国民年金保険料は、自宅に集金に来る金融機関の集金人に納付書と現金を預けて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を60歳に至るまですべて納付している。

また、夫婦が所持する昭和47年4月発行の国民年金手帳には、資格取得日として申立期間直前の45年12月26日の記載があり、所持する領収証書により、申立期間直後の昭和46年度の保険料は、昭和47年5月に過年度納付されていることが確認でき、当該納付時点で、申立期間の保険料も過年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、夫婦については、申立期間に近接する昭和47年10月から同年12月までの保険料が、夫婦が所持する領収証書により、平成元年3月に納付済みに記録訂正されているなど、申立人に係る記録管理が不適切であった状況も認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年5月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月から7年3月まで
私の母は、私が20歳になってから就職するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、婚姻後は第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を適切に行っている。

また、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料を納付したとする母親は、保険料の納付状況が障害基礎年金の受給資格に影響があることを知り、申立期間を含め、納付すべき保険料はすべて納付することにしたと説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成7年7月時点で、申立期間の保険料を過年度納付することは可能であったこと、申立期間当時、加入手続前の未納期間について、一括の過年度納付書が所轄社会保険事務所（当時）から送付されていたこと、申立人と同じく、母親が国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の弟は、20歳時に国民年金に加入し、就職するまでの保険料をすべて納付していることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 11 月から 51 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月から 51 年 12 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付した 5 枚の領収証書を所持している。社会保険事務所（当時）から、当該期間の保険料を還付する旨の回答を受け取ったが、30 年以上も前に納付した保険料を還付処理されることは納付できない。申立期間を国民年金の加入期間として保険料を納付済みとしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する 5 枚の領収証書により、申立人は、昭和 50 年 11 月から 51 年 12 月までの間に、申立期間の国民年金保険料をすべて現年度納付していることが確認できる。

当該納付済保険料について、所轄社会保険事務所は、納付から約 34 年経過後の平成 21 年 10 月に還付決議を行っており、本申立てに関しては、「申立期間について、被保険者資格記録及び納付記録照会申出時に、申立人から海外居住の旨を聴取していること、戸籍等においても国内居住が確認できないことから還付が妥当。」としている。

しかしながら、申立人は、申立期間は海外留学をしていたが国外転出の届出はしておらず、住民票上の住所に変更はなかったはずと説明しており、申立期間内に、申立人に対して現年度納付書が発行され、婚姻するまで継続して居住していた実家の住所に送付されていることが確認できること、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、資格取得日は昭和 49 年 12 月 11 日（強制）と記入され、資格喪失日の年月日は記入されていないことなど、申立期間当時に、申立人の国外居住が確認されていたとは考えられず、申立期間の被保険者資格と保険料納付を認めることが相当であると考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 60 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 60 年 4 月から同年 6 月まで

私は、20 歳から国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、いずれも 3 か月と短期間であり、申立人は、20 歳時の昭和 38 年*月に国民年金保険料の納付を開始して以降、43 年 3 月の婚姻後も任意加入手続を行い、第 3 号被保険者となる前の 61 年 3 月までの間、申立期間を除き保険料をすべて納付している。

また、申立人は 3 冊の国民年金手帳及び 45 年度から 57 年度までの一部の領収証書を所持しており、当該手帳の検認印及び領収証書の日付から、保険料をおおむね現年度納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 6 月から 47 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月から 47 年 9 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を特例納付により納付した領収証書を所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、第 2 回特例納付実施期間の昭和 49 年 8 月ごろに払い出されており、申立人は当該期間内に 2 度特例納付を行って、申立期間の国民年金保険料を納付した領収証書を所持している。

この特例納付に係る保険料徴収の事務処理を見ると、1 回目の特例納付では、昭和 47 年 10 月から 48 年 3 月までの過年度保険料とその直前の 47 年 7 月から同年 9 月までの特例納付保険料について別々の納付書を発行すべきであるにもかかわらず 1 枚の納付書で発行していること、また、2 回目の特例納付では 99 か月分の保険料の金額を記載しているにもかかわらず、87 か月分の保険料の納付期間を記載した納付書を発行していること、さらに、申立人の資格取得の時期は、本来、20 歳時である 37 年*月であり、申立人の所持する国民年金手帳の資格取得欄にも「昭和 37 年*月*日」と記載されているが、オンライン記録では 37 年 12 月 26 日と記録されていることなど、申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった状況が認められる。

加えて、申立人は、特例納付を行う際に、保険料をすべて納付する旨を申し出て納付手続を行ったと説明しており、第 2 回特例納付実施時点で、申立人は特例納付をしなくても 60 歳到達時まで保険料を納付すれば国民年金の受給資格期間を満たすことができたことから、年金を満額受給するために当該特例納付を行ったと考えられるなど、申立期間の保険料を納付したとする申

立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 8101

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、短大を卒業してしばらくしてから、市役所で国民年金の加入手続きを行い、銀行の窓口で国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間が国民年金の未加入期間及び保険料が未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 3 月に短期大学を卒業した後、厚生年金保険の非適用事業所に就職していることから、国民年金の資格取得日は 60 年 4 月 1 日とされるべきであり、申立人の所持する年金手帳では「被保険者となった日」（資格取得日）は同日とされているが、オンライン記録では資格取得日は 61 年 4 月 1 日とされている。

申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間については、申立人は、当該期間後の国民年金保険料をすべて納付していること、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間直後の 62 年 4 月ころに払い出されており、オンライン記録から、申立人には 62 年 10 月 6 日に当該期間のものと思われる過年度納付書が発行されたことが確認できること、申立人は、銀行の窓口で保険料をさかのぼって納付したと具体的に説明しており、当時の過年度保険料の納付方法と合致していることなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付書をどのように入手したかについての記憶が曖昧である。また、申立人が加入手続きを行ったとする市では、過年度納付書については所轄社会保険事務所（当

時)に連絡し、被保険者に直接送付してもらっていたとしているが、上記のとおり、当該期間はオンライン記録においては未加入期間とされていることから、当該期間の過年度納付書は発行されず、保険料を納付することはできなかったと考えられることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 8102

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 9 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月から 54 年 3 月まで
私は、会社を退職した後、納付書により国民年金保険料をすべて納付したので、未納期間は無いはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 7 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 54 年 12 月に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立人が当時居住していた市では、過年度保険料の納付を推奨しており、窓口で過年度納付書も備え付けていたとしていることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 8103

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から47年3月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、結婚後も国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き20歳から60歳到達時までの国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間前後の期間の保険料は現年度納付されているなど、申立内容に不自然さはみられず、申立期間当時に保険料を納付することが困難な状況にあったと確認される事情もみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 8104

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年5月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月から同年7月まで
私は、35歳になる少し前に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間当初の昭和53年5月に任意加入したことにより払い出されており、任意加入手続直後の申立期間の保険料を納付しなかったとは考えにくいなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 8107

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月まで
私は、婚姻後に国民年金の加入手続を行い、20 歳から未納となっていた国民年金保険料をさかのぼってすべて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月と短期間であり、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 54 年 1 月に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料は過年度納付することが可能であり、申立期間当時に申立人が居住していた村では、過年度保険料の場合は所轄社会保険事務所（当時）に対し過年度納付書の送付を依頼していたと説明しているほか、申立人は、申立期間直後の 53 年 4 月以降の保険料を現年度納付しており、申立期間の保険料を未納のままにしておいたとは考えにくいなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 8108

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から同年3月まで
私は、国民年金保険料を前納で納付していたが、3か月だけ記録が抜けている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間の1回のみであり、申立人は、申立期間を除き60歳到達時までの国民年金保険料をすべて納付しているほか、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っているなど、申立内容に不自然さはなく、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情もみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 8109

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 5 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月から同年 11 月まで
私は、昭和 61 年 5 月に区役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を毎月納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 7 か月と短期間の 1 回のみであり、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の国民年金保険料はすべて納付済みであるほか、申立期間後の厚生年金保険から国民年金への 14 回の切替手続を適切に行っているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 53 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 51 年 3 月
② 昭和 52 年 4 月から 53 年 9 月

私は、母親に勧められ、納めていなかった 20 歳からの国民年金保険料を一括で納付し、額は 40 万円弱だったと記憶している。その後は定期的に保険料を納付しており、未納はない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであるほか、夫は当該期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料を一括納付した時期及び場所についての記憶が曖昧であり、申立人が一括納付したとする 40 万円弱の納付額は、第 1 回から第 3 回までの特例納付の実施時点でそれぞれ納付可能な期間の保険料額といずれも相違しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 52 年 4 月から 53 年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月から 42 年 2 月まで
② 昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月まで
③ 昭和 57 年 8 月から平成 8 年 9 月まで
④ 平成 13 年 11 月から 16 年 9 月まで

申立期間①は、父親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたと思う。申立期間②は、私が夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を納付した。申立期間③及び④は、私が付加保険料も含め保険料を納付していた。申立期間①及び②の定額保険料が未納とされ、申立期間③及び④の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立期間が 12 か月間と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 44 年 3 月ごろに払い出されており、当該払出時点で当該期間の保険料は現年度納付することが可能であるほか、申立人は 44 年 3 月の婚姻時に夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと説明しており、その内容は具体的に確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することはできないため、当時の状況が不明であるほか、申立人の手帳記号番号は前述のとおり昭和 44 年 3 月に払い出されており、申立人は父親から、当該期間

の保険料をさかのぼって納付したことを聞いたことはないと説明しているなど、父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間③及び④については、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間③は、申立期間のうち昭和 60 年 8 月から同年 11 月までの期間、61 年 2 月及び同年 3 月の重複納付を理由として還付された保険料は定額保険料のみであり付加保険料が含まれていないこと、申立期間④は、申立人が平成 13 年 12 月 7 日に付加保険料の納付を申請したものの、納付実績が無く、14 年 2 月 15 日に「非該当」として処理されていることがオンライン記録で確認できることなど、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年12月から41年3月まで
② 昭和44年4月

私たち兄弟三人は、父から国民年金に加入するよういわれ、次兄が兄弟三人の国民年金の加入手続をした。兄弟三人の国民年金保険料は父が出し、兄弟三人の誰かが納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立期間が1か月間と短期間であり、当該期間直前の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立人と一緒に保険料を納付していたとする次兄及び三兄は、当該期間の自身の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人及びその兄弟が当該期間の保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、申立人の保険料の納付方法、保険料額等の記憶が曖昧であるほか、加入手続を行い保険料と一緒に納付していたとする次兄から当時の納付状況等を聴取することはできないため、当時の状況が不明である。また、申立人と一緒に保険料を納付していたとする三兄も納付方法、保険料額等の記憶が定かではなく、次兄及び三兄も当該期間の自身の保険料は未納であるなど、申立人及びその兄弟が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から3年3月まで

私は、平成3年の秋か冬ごろに、区役所から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付するよう通知が届いたため、母と一緒に区役所に出向き、加入手続きを行い、申立期間の保険料を区役所の窓口で一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しているほか、申立人が納付したとする金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致する。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成3年12月ごろに払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料は過年度納付することが可能であり、申立期間当時に申立人が居住していた区では、区役所窓口では過年度保険料は収納できないが、当時は過年度保険料の納付書を発行していたと説明しており、申立期間の保険料は、区役所内の金融機関で納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 3 月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 10 月から 52 年 4 月まで
② 昭和 57 年 3 月

私は、大学生だった 20 歳のとき、親に勧められて国民年金の加入手続きを行い、アルバイト収入の中から国民年金保険料を納付していた。申立期間②は、昭和 57 年 3 月に任意加入した後はきちんと付加保険料も含めて納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が昭和57年3月16日に任意加入し、同月に付加保険料の納付申出をしていることが申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録により確認できる上、申立人は、当該加入直後の57年4月から同年9月までの国民年金保険料及び付加保険料を現年度納付していることが申立人の所持する領収証書で確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き、保険料の納付場所及び納付方法等の記憶が曖昧であり、当時居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録も無く、申立人が当該期間に所持していたとする国民年金手帳の色も当時交付されていた国民年金手帳と異なるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和57年3月の付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 8117

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで
私の妻は、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、最初は市役所の窓口で、転居後は二人の子供を連れて近所の小学校で出張徴収員に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻の国民年金手帳の記号番号は、昭和 36 年 3 月に連番で払い出されており、申立期間は国民年金保険料を現年度納付することが可能な期間である。

また、夫婦の保険料納付記録が始まる昭和 40 年 4 月時点では、保険料月額は、申立人の妻は 100 円で、申立人は 35 歳を過ぎているため 150 円であるが、夫婦は、納付し始めたときの保険料額は二人とも月 100 円であったと記憶しており、申立人の妻が印紙検認により保険料を納付したとする方法は、夫婦が当時居住していた市の収納方法と合致する。

さらに、申立人の妻は、保険料納付のために第一子の手を引き、第二子を背負って小学校に向いた際の記憶が鮮明であり、子供の様子等の説明からは保険料納付記録のある時点よりも前の時期であり、申立期間の状況に該当すると考えられるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、最初は市役所の窓口で、転居後は二人の子供を連れて近所の小学校で出張徴収員に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻の国民年金手帳の記号番号は、昭和 36 年 3 月に連番で払い出されており、申立期間は国民年金保険料を現年度納付することが可能な期間である。

また、夫婦の保険料納付記録が始まる昭和 40 年 4 月時点では、保険料月額は、申立人は 100 円で、申立人の夫は 35 歳を過ぎているため 150 円であるが、夫婦は、納付し始めたときの保険料額は二人とも月 100 円であったと記憶しており、申立人が印紙検認により保険料を納付したとする方法は、夫婦が当時居住していた市の収納方法と合致する。

さらに、申立人は保険料納付のために第一子の手を引き、第二子を背負って小学校に出向いた際の記憶が鮮明であり、子供の様子等の説明からは保険料納付記録のある時点よりも前の時期であり、申立期間の状況に該当すると考えられるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで
私は、以前、社会保険事務所（当時）で年金の相談をした際に、国民年金保険料が 3 か月未納であるとの説明を受けたが、私の夫がすべての保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、厚生年金保険の資格を喪失した昭和51年8月から60歳到達時までの国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である。

また、申立期間当時、申立人の住所に変更は無く、申立人の夫は自営する店の経営状態は良好であったと説明しており、申立期間当時に保険料を納付することが困難な状況にあったと確認される事情はみられない上、申立人が記憶している申立期間の納付金額は、当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで
私の妻は、以前、社会保険事務所（当時）で年金の相談をした際に、国民年金保険料が 3 か月未納であるとの説明を受けたが、私がすべての保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、厚生年金保険の資格を喪失した42年8月から60歳到達時までの国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である。

また、申立期間当時、申立人の住所に変更は無く、申立人は自営する店の経営状態は良好であったと説明しており、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情はみられない上、申立人の妻が記憶している申立期間の納付金額は、当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京厚生年金 事案 11014

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和50年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月21日から同年7月21日まで

A社C工場で勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間にA社D工場から異動したが、継続勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社から提出された従業員名簿、本給・職階資格の記録及びE健康保険組合の供述から判断すると、申立人が申立期間にA社において継続して勤務し（昭和50年6月21日にA社D工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和50年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事

情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在はB社）における資格取得日に係る記録を昭和47年4月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月14日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間には同社入社後、関連会社で研修を受けていたので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社から提出された人事記録から判断すると、申立人は、A社に昭和47年4月14日に入社し、勤務していることが認められる。

また、申立人が記憶しているA社の同僚は、申立人が昭和47年4月に入社し研修を受講していたことを記憶している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿から、昭和47年4月に資格取得した従業員5名に照会を行ったところ、2名から回答があり、そのうちの1名は「申立人は昭和47年4月の途中から研修を受講していたと思う。」としており、当該従業員2名によると、入社月である研修時においても厚生年金保険には加入していたと供述している。

加えて、B社の現在の経理担当者は、当時の担当者が既に退社しているため詳しいことは不明であるが、人事記録から申立人の入社日が昭和47年4月14日であることから、同年4月分の厚生年金保険料を給与から控除していたと思うと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和47年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主の申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は当時の担当者が既に退社しているため詳細は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 11 月 1 日から 34 年 6 月 1 日まで
② 昭和 34 年 6 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 35 年 4 月 1 日から 37 年 5 月 21 日まで

平成 22 年 2 月 19 日に、年金事務所の職員が自宅に調査に来て、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金を受給していないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 1 か月後の昭和 38 年 6 月 21 日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が 5 回の被保険者期間のうち、2 回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立期間の脱退手当金として支給されたとする額は法定支給額と相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月1日から38年4月1日まで
60歳のときに、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、退職時には会社から脱退手当金の説明を受けたが、受給しないことにした。自分で脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年1か月後の昭和39年4月28日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和37年5月に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年10月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月24日から同年12月27日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給料明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出された給料明細書及びA社から提出された申立人に係る従業員カードにより、申立人が昭和45年10月24日から同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料明細書の厚生年金保険料控除額から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成15年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年5月31日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。平成15年5月末で退職することで事業主の了解を得て退職した。同年6月の給料から厚生年金保険料が引かれているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の供述及び同社から提出された賃金台帳から、申立人が同社に平成15年5月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳の厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、平成15年5月31日を資格喪失日として誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成7年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間にグループ会社間での転籍はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が所持している給与明細書から判断して、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務し（平成7年4月1日にA社からその親会社のB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書で確認できる報酬額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、平成7年3月31日を資格喪失日として誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の同年3

月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和48年4月1日、資格喪失日が同年6月1日とされ、当該期間のうち、同年5月31日から同年6月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社C支店における資格喪失日を同年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月31日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入期間が無いことが分かり、B社に相談した。同社は、事後訂正を行ったが保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された社員経歴から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の異動日については、B社は、「申立人がA社C支店から同社本社へ異動したのは昭和48年6月1日である。」としていることから、申立人に係るA社C支店の厚生年金保険被保険者資格喪失日を同日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和48年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りから保険料は納付していないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 11032

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）本社における資格取得日は昭和60年1月1日と認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月1日から同年1月15日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された社員経歴により、申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、「申立人がA社C支店から同社本社へ異動したのは昭和60年1月1日である。」としていることから、申立人に係るA社本社の厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和60年1月1日に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業場における資格取得日に係る記録を昭和54年6月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年6月から同年8月までは20万円、同年9月は26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月29日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していた。給料明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び健康保険組合の加入記録並びにA社から提出された申立人の人事略歴及び申立人から提出された給料明細書から、申立人が同社に継続して勤務し（昭和54年6月29日に同社本社から同社B事業場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、昭和54年6月から同

年8月までは20万円、同年9月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書において、申立人の厚生年金保険の資格取得日が昭和54年10月1日と記載されているが、これは、本来同年6月29日を資格取得日とすべきところ届出を誤ったためであるとしており、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年6月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年4月3日に、資格喪失日に係る記録を46年1月31日とし、申立期間の標準報酬月額を45年4月から同年7月までは2万4,000円、同年8月から同年12月までは3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月3日から46年1月31日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かであり、在職証明書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した在職証明書並びにA社から提出された人事記録及び同僚等の供述から、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社の現在の人事担当者は、「申立人は新卒で入社しているため、本人が厚生年金保険の加入を希望しないというような特別な事情が無い限り、厚生年金保険に加入しない又は給与から保険料を控除しないということは考えられない。」と供述している。

さらに、A社の元従業員は、申立人と同時期に入社した新卒の社員は150人弱であったとしているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿から、ほぼ全員にあたる146人が厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所（当時）のA

社に係る同僚の記録から、昭和 45 年 4 月から同年 7 月までを 2 万 4,000 円、同年 8 月から同年 12 月までを 3 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該資格の得喪等に係る届出を社会保険事務所に行っていないとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 45 年 4 月から同年 12 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係るB社における資格取得日は昭和31年8月15日、資格喪失日は同年12月29日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については1万6,000円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間②に係るB社における資格取得日（昭和31年8月15日）は、昭和31年8月1日であると認められることから、資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

さらに、申立人は、申立期間②のうち昭和31年12月29日から32年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のB社における資格喪失日（昭和31年12月29日）及びA社における資格取得日（昭和32年1月4日）に係る記録を、それぞれ同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年1月23日から同年8月1日まで
② 昭和31年8月1日から32年1月4日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②も同社で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿か

ら、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格記録を確認することができない。

しかし、A社の当時の給与・社会保険担当者によると、「当該期間中に、申立人は当社の社命によりB社に短期間異動しており、その間は、同社で厚生年金保険に加入していたのではないか。」と供述しているところ、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の旧姓と同姓同名及び同一生年月日の未統合の記録が確認でき、当該被保険者資格の取得日は昭和31年8月15日、喪失日は同年12月29日と記録されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における、申立人の旧姓と同姓同名及び同一生年月日の未統合の厚生年金保険被保険者記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、B社に係る申立人の未統合の厚生年金保険被保険者記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

また、申立期間②のうち、昭和31年8月1日から同年8月15日までの期間については、雇用保険の加入記録及びA社の当時の給与・社会保険担当者の供述から判断すると、申立人は、同年8月1日にB社に異動したことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格取得日を昭和31年8月1日とすることが妥当である。

さらに、申立期間②のうち、昭和31年12月29日から32年1月4日までの期間においては、雇用保険の加入記録、A社及びB社の当時の給与・社会保険担当者の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和32年1月1日にB社からA社へ異動）、31年12月29日から32年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料をB社により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、B社における申立人の昭和31年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①については、申立人の雇用保険の加入記録からA社に、昭和25年1月23日から継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社において被保険者資格を取得した昭和25年8月1日であり、申立期間①は適用事業所となっていない。

また、A社の現在の総務担当者は、当時の資料が無く詳細は確認できないとしているものの、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和25年8月1日より前に、従業員の給与から厚生年金保険料を控除することは考え難いとしている上、同社が適用事業所になったときに厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員は、既に死亡又は住所が特定できないため、当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる資料を得ることができない。

さらに、厚生年金保険被保険者番号払出簿によると、A社が適用事業所となった昭和25年8月1日に、申立人の現在の基礎年金番号と同じ厚生年金保険被保険者番号が払い出されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成3年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月1日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる当時の給料明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間に係る給料明細書により、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成3年5月1日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

しかし、A社は、法務局の同社に係る閉鎖登記簿謄本等において成立年月日が平成2年11月*日であることが確認できる法人事業所であり、常時従業員が勤務していたことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）から適用を受けていなかったことが認められることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成3年3月及び同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和38年2月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出のあった「職歴証明書」（B社が作成）、及びB社が保管する申立人に係る人事記録に基づく回答から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和38年2月28日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和38年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したものと思料するとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対

して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格取得日に係る記録を昭和35年8月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月29日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に本店支店間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出のあった「職歴証明書」（B社が作成）、B社から提出のあった申立人に係る人事記録及び事業主の回答から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和35年8月29日に同社C支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和35年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っていないため保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対

して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和22年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男（死亡）
基礎年金番号：
生年月日：大正3年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和22年11月1日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出のあった「職歴証明書」（B社が作成）、及びB社が保管する申立人に係る人事記録に基づく回答から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和22年11月1日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和22年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したものと史料するとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案 11057

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月10日に支給された賞与において23万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を23万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

A事業所（現在は、B事業所）に勤務した期間のうち、申立期間に同事業所から支給された賞与に係る記録が無い。申立期間について、厚生年金保険料の賞与からの控除を確認できる当時の賞与明細書を提出するので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間に係る賞与明細書及びB事業所から提出のあった申立人の申立期間に係る「賞与一覧表（個人別）」により、申立人は、平成16年12月10日にA事業所から賞与の支払を受け、申立期間において、23万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、23万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 20 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、40 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 10 月 1 日から 21 年 4 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社が保管する人事記録及び申立人に係る厚生年金保険の加入台帳により、申立人が申立期間において A 社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、B 社は、「昭和 20 年度に入社した従業員の厚生年金保険への加入を入社日に合わせて行っていたが、被保険者資格の取得日が全員 21 年 4 月 1 日になっていたため、50 年ごろ、社会保険事務所に申し入れて、その当時、当社に在籍していた従業員について、資格取得日を実際の入社日に直してもらった。しかし、申立人のように、50 年ごろ既に退職していた従業員の資格取得日は直してもらっていなかったようだ。」と回答している。

このことは、申立期間当時、A 社に入社した従業員 50 人について、同社から提出された入社日が記載された資料と同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿を確認したところ、上記名簿における厚生年金保険の資格取得日が昭和 21 年 4 月 1 日と記録されていた者のうち、オンライン記録において、それぞれの入社日にさかのぼって訂正されている者が 32 人確認できることから裏付けられ、当時の社会保険事務所の年金記録管理が適正に行われていなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 20 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対

して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、B社が保管している厚生年金保険加入台帳の昭和20年10月1日資格取得時の記録から、40円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 63 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を 63 年 8 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 36 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 5 月 26 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 63 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の記録によれば、B 社に勤務した申立期間①及び A 社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②については、それぞれ勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人が提出した A 社の昭和 63 年 8 月分の給料明細及び同社における厚生年金保険の担当者の供述により、申立人が同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 63 年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録から、36 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は既に解散しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く不明であるが、事業主が資格喪失日を昭和 63 年 8 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 7 月 31 日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保

険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、申立人は、B社に昭和57年5月末日まで勤務したと申し立てている。

しかし、雇用保険の加入記録によると、申立人のB社における離職日は昭和57年5月25日と記録され、オンライン記録と一致している。

また、申立人から提出されたB社の昭和57年5月分の給料支払明細書によると、労働日数は同年4月26日から同年5月25日まで記録されているところ、申立人は、同年5月26日から同年5月31日までの期間の給料は支給されなかったと思うと供述している。

一方、厚生年金保険法第19条第1項は、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定しており、また、同法第14条は、資格喪失の時期について、適用事業所に使用されなくなった日の翌日と規定していることから、申立人のB社における資格喪失日は、昭和57年5月26日であると認められ、申立人の主張する同年5月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和49年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月31日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された賃金台帳及び人事記録から、申立人はA社に継続して勤務し（昭和49年8月1日に同社C工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる昭和49年7月の厚生年金保険料控除額から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格取得日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月1日から同年7月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。本支店間の異動はあったが同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された人事記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和47年4月1日に同社C支店（オンライン記録では同社C営業所）から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和47年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を平成12年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月1日から同年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。転勤時の資格取得日について事務ミスがあり、空白を生じているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された在籍証明から、申立人がA社に継続して勤務し（平成12年1月1日に同社D事業所から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における平成12年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を平成12年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月1日から同年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。転勤時の資格取得日について事務ミスがあり、空白を生じているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された在籍証明及び申立人から提出された支給明細書から、申立人がA社に継続して勤務し（平成12年1月1日に同社D事業所から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記支給明細書において確認できる平成12年1月の報酬額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和25年4月21日から同年5月19日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を25年4月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2,000円にすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和25年9月22日から26年4月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D出張所における資格取得日に係る記録を同年9月22日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月21日から同年5月19日まで
② 昭和25年9月22日から26年4月1日まで
③ 昭和28年5月15日から同年9月ごろまで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間①及び②は事業所間の異動であり継続して勤務していた。また、申立期間③については、同社D出張所が昭和28年9月ごろに会社更生法の適用を受けるまで勤務していたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が保管するA社の辞令、B社から提出された従業員除籍者名簿及び賃金台帳により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和25年4月21日にA社E事業所から同社F営業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ

る。

一方、オンライン記録においては、A社F営業所は、当該期間に厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

しかしながら、A社E事業所から同社F営業所に同日に転勤したと申立人が供述する同僚及び当時の上司数名については、オンライン記録では、同社C事業所にて厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できることから、申立人についても同社C事業所において厚生年金保険の被保険者とするのが妥当であると考えられる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上記貸金台帳の厚生年金保険料控除額から、2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、申立人が保管するA社の辞令から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（A社本社から同社D出張所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が「当時、大型台風により、自分が住んでいた会社の寮が水没し、後片付けをしてからD出張所に異動した。」と供述しており、A社の社史には昭和25年9月に大型台風により同社C事業所水没の記載があることから判断すると、同年9月22日とするのが妥当である。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和26年4月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対

して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③については、B社は、「当該期間当時の人事記録等の資料を保管していないことから、申立人の勤務した期間や保険料の控除等について確認できない。」と回答している。

また、申立人が記憶している当該期間当時に勤務した上司及び従業員は、住所の確認ができず連絡を取ることができないため、申立人の勤務実態等を確認できる供述が得られない。

さらに、A社D出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている15名の被保険者のうち、8名が申立人と同日の昭和28年5月15日に資格喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成15年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年11月30日から同年12月1日まで

ねんきん特別便が届いて、A社に勤務した期間のうち、申立期間について未加入であることを知った。同社には、平成15年11月30日まで働いており、同社もそのことを認めているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期にA社に勤務していた複数の従業員の供述及び同社提出の「申立書」並びに給与明細一覧表等により、申立人は、同社に平成15年11月30日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細一覧表における保険料控除額から、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社では、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月16日から同年5月1日まで

B社（現在は、C社）に勤務し、A社に出向していた期間の一部について加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びC社が提出した社歴（人事記録）から判断すると、申立人がB社及び関連会社のA社に継続して勤務し（昭和43年5月1日にA社からB社に復職）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は資料が無く不明としているが、同社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、事業主が資格喪失日を昭和43年4月16日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成3年2月から同年9月までは24万円に、同年10月から5年1月までは22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から5年2月26日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。源泉徴収票を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社における申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成3年2月から同年9月までは24万円、同年10月から5年1月までは22万円と記録されていたところ、同年2月1日付けで、申立人を含む16名の標準報酬月額が、3年2月1日にさかのぼって8万円に訂正処理され、同社が適用事業所に該当しなくなった日（平成5年2月26日）まで継続していることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出のあった平成3年分及び4年分給与所得の源泉徴収票によると、3年1月から同年9月までは24万円、同年10月から4年12月までは22万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

一方、A社は既に解散しており、事業主の回答も得られないことから、当該事実について確認することはできないが、元経理担当者は、「申立期間当時は資金繰りが苦しく、社会保険料について4か月分から5か月分の滞納があった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成5年2月1日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正

処理は事実に即したものととは考え難く、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額をさかのぼって訂正する合理的な理由は無く、申立人の申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年2月から同年9月までは24万円、同年10月から5年1月までは22万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA商店（その後、B社に名称変更）における資格喪失日に係る記録を昭和38年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月31日から同年6月1日まで

A商店に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同商店には昭和38年5月31日まで勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚は「申立人は昭和38年5月31日まで勤務していた。」と供述していること、申立人が提出した国民年金手帳によると、昭和37年2月から38年5月までの期間の国民年金保険料は納付不要と記録され、同年6月1日から国民年金の強制被保険者と記録されていることから、申立人は、同年5月31日までA商店に勤務していたことが認められる。

また、A商店における申立期間当時の経理担当者は、「当商店の給与は月末締めで月末払であり、厚生年金保険料は当月控除であった。申立人が退職したときに昭和38年5月の保険料を控除した。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA商店における昭和38年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、A商店は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主に照会できないが、事業主が資格喪失日を昭和 38 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成14年8月1日、資格喪失日が17年7月1日とされ、当該期間のうち、同年6月25日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年6月25日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入期間が無いことが判明し同社に相談した。同社は社会保険事務所（当時）に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間とされているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された勤務管理表、給与支給明細書及び雇用保険の記録により、申立人が同社に平成17年6月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準

報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、給与支給明細書において確認できる報酬額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失日に係る届出誤りを認めて訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 3 月 15 日

A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されない記録となっている。そのため、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に A 社から賞与の支払を受け、30 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和52年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年3月21日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和52年3月21日から継続して勤務しており、申立期間の厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書及びA社が保有する人事記録により、申立人は、同社に昭和52年3月21日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社の給与明細書において確認できる保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を平成4年7月から同年9月までは41万円に、同年10月から6年10月までは38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から6年11月8日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、技術係長であり、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額は、オンライン記録において、平成6年8月4日付けで、4年7月から同年9月までは41万円が8万円に、同年10月から6年9月までは38万円が8万円に、同年11月1日付けで同年10月は38万円が8万円に、それぞれさかのぼって減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿謄本から、申立期間において取締役ではなかったことが確認できる上、同社の複数の元従業員は、「申立人は、当時、技術係長であり、厚生年金保険関係事務及び経理に係る職務への関与や影響力は無かった。」旨供述していることから、申立人は、当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

また、オンライン記録によると、A社において、平成6年8月4日付けで、標準報酬月額が^{そきゅう}遡及訂正された者は、申立人を含む16人であり、いずれも4年7月1日にさかのぼって減額訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、当該事実について、A社の当時の代表者及び従業員から、申立期間当時、申立人の標準報酬月額が事実即して減額訂正されたことをうかがわせる供述は得られなかった。

また、A社の複数の元従業員は、「申立期間当時の同社の経営状態は、経営不振のため資金繰りが苦しく、かなりの負債を抱え込んでいた様子であり、当時、給料の遅配が発生していた。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、平成6年8月4日及び同年11月1日付けで行われた遡^{そきゅう}及訂正処理は事実^{じじつ}に即したものと^とは考え難く、社会保険事務所が行った当該処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡^{そきゅう}及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額^{せうじゆん}は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、4年7月から同年9月までは41万円に、同年10月から6年10月までは38万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 5 月から 63 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月から 63 年 4 月まで

私は、60 歳になった時に、区の担当者から、過去に未納があるので 65 歳まで継続して国民年金に加入するよう勧められ、65 歳まで 5 年間保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、60 歳到達時に保険料未納期間があるので、5 年間保険料納付を継続するように言われ、5 年間保険料を納付したと主張しているが、法律改正により 60 歳以上の者の任意加入制度が開始されたのは申立人が 62 歳時の昭和 61 年 4 月からであり、申立期間のうち 61 年 3 月までの期間は、当該制度の適用除外の期間である。

また、オンライン記録により、申立人は申立期間後の昭和 63 年 5 月 28 日に任意加入しており、61 年 4 月から 63 年 4 月までの任意加入前の期間は未加入期間であり、制度上、保険料をさかのぼって納付することができないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年6月から13年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年6月から13年7月まで

私は、会社を退職した後、区役所で国民年金の加入手続を行い、区役所で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、会社を退職した平成12年6月に国民健康保険の加入手続を行っていることが確認できるが、国民年金の加入手続を別途行った記憶が曖昧であること、申立人が国民年金に加入した記録は無く、申立期間は未加入期間であるため、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 49 年 1 月に夫婦二人で国民年金の加入手続を行って、その後の国民年金保険料をすべて納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料額及び納付方法についての記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和 49 年 1 月に夫婦二人で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、53 年 7 月に夫婦連番で払い出されており、当該払出時点からみて、申立人は過年度納付が可能であった申立期間直後の 51 年 4 月までさかのぼって保険料を納付したものと考えられ、申立期間の保険料を納付するためには、当時実施されていた第 3 回特例納付により納付する以外ないが、申立人は、特例納付したことはないと説明しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 49 年 1 月に夫婦二人で国民年金の加入手続を行って、その後の国民年金保険料をすべて納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料額及び納付方法についての記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和 49 年 1 月に夫婦二人で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、53 年 7 月に夫婦連番で払い出されており、当該払出時点からみて、申立人は過年度納付が可能であった申立期間直後の 51 年 4 月までさかのぼって保険料を納付したものと考えられ、申立期間の保険料を納付するためには、当時実施されていた第 3 回特例納付により納付する以外ないが、申立人は、特例納付したことはないと説明しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 5 月まで

私は、区の職員に、国民年金の加入を勧められ、妻と一緒に加入手続をし、国民年金保険料は、定期的に訪問してきた区の職員に納付してきた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時、軍人普通恩給の受給者であったことから、国民年金に加入する場合には、任意加入適用となり、オンライン記録により、申立人は、申立期間直後の昭和 37 年 6 月 1 日に国民年金に任意加入していることが確認でき、申立期間は任意加入前の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、妻と一緒に加入手続をしたと説明しているが、妻の手帳記号番号は、昭和 35 年 10 月に払い出されているなど、申立人が申立期間当時において国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月及び同年 9 月

私は、会社を退職した昭和 60 年 8 月に区の出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金保険料の納付額、納付書及び納付場所についての記憶が曖昧である。

また、申立人は、会社退職後の昭和 60 年 8 月に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成 2 年 4 月に払い出されており、当該払出時点で申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であること、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、資格取得日が 2 年 3 月 31 日から 60 年 8 月 1 日に訂正され、当該訂正部分に申立人が 3 年 8 月以降居住していた市の押印が付された記録が確認でき、申立期間は 3 年 8 月以降に加入期間とされたと考えられ、当該訂正が行われるまでは、申立期間は未加入期間とされていたこと（オンライン記録上は、申立期間は未だ未加入期間のままとされている。）など、申立期間当時に保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、上記の手帳記号番号払出時に交付された年金手帳の他に年金手帳を所持していた記憶は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から55年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から55年3月まで

私は、会社を退職後、国会議員の講演会で付加年金が有利な制度であることを聞き、昭和49年7月に国民年金の加入手続及び付加保険料の納付申出を行い、申立期間は付加保険料を含めて国民年金保険料を納付してきた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所持する国民年金手帳には、付加保険料を納付する者となる申出及び納付する者でなくなる申出の欄に、付加保険料を納付したことをうかがわせる記載は見当たらない上、申立人は、申立期間後も国民年金に加入しているところ、付加保険料の納付を辞退する申出をした記憶が無く、申立期間に係る付加保険料の納付方法についての記憶も曖昧であるなど、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から7年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料の免除申請を夫の免除申請と一緒にを行った。申立期間の保険料が夫は免除となっているのに、私の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、夫と一緒に同じ場所で免除申請を行ったと説明しているが、申立期間当時における申立人と夫の住民票の住所地は別々の区になっていることが戸籍の附票から確認できるため、夫婦一緒に同一区において免除申請を行うことは不可能であり、申立人は戸籍の附票に記載されている住所地において免除申請を行っていないと説明しているなど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8075

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 57 年に会社を退職した後の失業保険受給中に、職業安定所の職員から国民年金への加入を勧められたので、市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を市役所出張所か金融機関で納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付時期、納付頻度及び保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、会社を退職した後の昭和 57 年 8 月に国民年金に加入し、保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は 61 年 9 月ごろに払い出されており、国民年金手帳の受領に関する記憶が定かでなく、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月

私は、平成元年7月10日に会社を退職後、同月20日に再就職するまでに1か月分の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続に関する記憶が曖昧であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録も無い。

また、申立人は、平成元年7月10日に厚生年金保険適用事業所を退職したことにより同年7月11日に国民年金の被保険者資格を取得し保険料を納付したと説明しているが、国民年金法第11条の2は、「同一月において、2回以上にわたり被保険者の種別に変更があったときは、その月は最後の種別の被保険者であった月とみなす」と規定されているので、申立期間は厚生年金保険加入期間であり、国民年金の被保険者資格を有しない期間であるほか、申立人が納付したとする保険料が還付された記録は確認できず、申立人も還付を受けた記憶が無い。

さらに、申立人が納付したとする保険料額は申立期間当時の保険料額と相違しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 5 月から同年 9 月まで期間及び 54 年 6 月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 5 月から同年 9 月まで
② 昭和 54 年 6 月

私は申立期間の国民年金保険料を納付しており、還付してもらった記憶は無い。申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料が納付されていたことは確認できるものの、申立期間当時、申立人は海外に居住しており、昭和 61 年 3 月以前は、20 歳以上 65 歳未満の在外邦人は国民年金に加入することはできず、申立人が所持する国民年金手帳の資格得喪欄には、49 年 5 月及び 54 年 6 月に申立人が国民年金被保険者資格を喪失していることが記載されている。

また、還付整理簿には、申立期間の保険料について、還付理由、還付金額、還付決定日、支払日等が記載されており、これらの記載内容に不自然、不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 8 月から 54 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月から 54 年 4 月まで

私の国民年金保険料は、会社が控除して納付したか、私が納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付場所、納付方法、納付した金額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は、昭和 63 年 8 月に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間は、申立人が厚生年金保険被保険者の配偶者であることから、61 年 3 月以前は未加入期間であることから、保険料を納付することができないこと、保険料の納付についても会社か申立人が曖昧であることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は上記の資格取得当時に交付された手帳以外に別の手帳を受領、所持した記憶は無いなど、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から同年9月まで
私は、昭和57年4月に会社を辞めた際、国民年金の再加入手続を行い、納付書で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、会社を退職後の国民年金の再加入手続及び保険料納付に関する申立人の記憶は曖昧であり、申立人の所持する国民年金手帳には申立期間に被保険者資格を取得した旨の記載は無いこと、昭和59年5月時点で作成された年度別納付状況リストには、申立期間は未加入期間（無資格）と記載されており、保険料を納付できない期間であることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8090

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 47 年 6 月ころに区役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、年金を満額もらえるようにそれまで未納であった期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、さかのぼって納付したとする保険料の納付額など、納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人がさかのぼって納付したとする昭和 47 年 6 月は、第 1 回特例納付の実施期間であり、申立人の特殊台帳によると、申立期間直後の 40 年 4 月から 47 年 3 月までの保険料を第 1 回特例納付及び過年度納付により納付していることが確認できるものの、申立人は当該特例納付等を行うことにより 60 歳までの納付可能な期間を 250 月としていることから、受給資格期間 240 月を満了するために必要となる納付月数を考慮して、特例納付及び過年度納付をしたものと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8091

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年10月まで

私は実家に戻り、町役場に転入届を出した時に国民年金の加入を行った。また、国民年金保険料は、私の母が納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたとする母親から当時の保険料の納付状況等を聴取できないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間は国民年金の未加入期間であるため、保険料を納付することができない期間であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は申立期間当時の国民年金手帳に関する記憶が曖昧である上、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていた形跡は無いなど、申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月及び同年10月

私は、平成8年9月に会社を退職後、区役所で国民年金への切替手続きを行い、後日送付された納付書で申立期間の国民年金保険料を区役所で納付した。8年11月に就職した時には同じ区役所で資格喪失の手続きも行っており、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所持する年金手帳には、申立期間に係る国民年金の資格取得日及び資格喪失日の記載が無く、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間であるため、納付書は交付されず、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間直後に申立期間2か月分の保険料を納付したと説明するが、オンライン記録によると、申立期間直後の平成8年11月に、過年度納付書が作成されており、同年12月に7年7月及び同年8月の2か月分の保険料を過年度納付していることが確認できるものの、申立期間の保険料納付に係る記録は確認できないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 1 月までの期間及び平成 4 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 1 月まで
② 平成 4 年 3 月

私は、個人経営の洋装店に勤務したときに、店の主人に勧められて国民年金に加入して国民年金保険料を納付してきた。また、60 歳を過ぎてからは少しでも年金額を増やすために付加保険料を含めた保険料を納付してきたはずである。申立期間①の定額保険料が未納とされ、申立期間②の定額保険料と付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 43 年 11 月に払い出されており、申立人の所持する 45 年 12 月 5 日に再発行された国民年金手帳の資格取得欄には、資格取得日「昭和 43 年 8 月 2 日」が「昭和 35 年 10 月 1 日」に訂正され、訂正箇所には 56 年 8 月から居住している区の押印が付されている。また、オンライン記録からも、平成 2 年 9 月に昭和 35 年 10 月 1 日から 38 年 2 月 1 日までの資格取得記録が追加されていることが確認でき、当該期間は、記録訂正以前は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、当該期間直前の平成 4 年 2 月に老齢基礎年金を満額受給するための保険料納付月数を満たしており、申立人も区の職員からこれ以上の保険料を納付する必要がないことを指摘され、当該期間

の保険料を返還された記憶があり、保険料を納付していなかったかも知れないと説明していることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 56 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 3 月に退職した後、翌月か翌々月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金手帳の受領及び所持に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和 52 年 3 月に退職した翌月か翌々月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の 56 年 5 月に払い出されており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶が無いことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8099

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 49 年 3 月まで

私は、昭和 47 年 4 月ごろ、営んでいた食料品店に区の職員が来て国民年金制度の説明を受け、妻が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたとする申立人の妻は、加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 50 年 8 月に妻と 2 番違いで払い出されており、保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立人と同様、49 年 4 月分の保険料から納付を開始しており、申立期間は保険料が未納であること、申立期間に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 3 月から 48 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月から 48 年 9 月まで

私の父は、私が 20 歳になったところに、国民年金の加入手続を行ってくれ、私が結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、20 歳になった昭和 45 年*月ごろに父親が国民年金の加入手続をしてくれたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の 48 年 11 月に払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳にも 48 年 10 月発行と記載されていることが確認でき、申立人は、さかのぼって納付した記憶は無く、父親からもさかのぼって保険料を納付したことを聞いたことがないと説明している。

さらに、申立人が 20 歳のときから父親に保険料を納付してもらっていたとする姉も、婚姻時に国民年金に加入し、加入手続年度から保険料納付を開始しており、それまでは保険料が未納であることが確認できるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から 51 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から 51 年 8 月まで
私の両親は、私が 20 歳のときに国民年金の加入手続を行ってくれ、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の両親は申立期間の保険料の納付方法の記憶が曖昧である。

また、申立人の両親は、申立人及びその弟がそれぞれ 20 歳になった時に国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと説明しているが、申立人は、昭和 46 年 8 月 9 日に両親が居住する市から他の区に住民票を移していることが申立人の戸籍附票から確認でき、当該時点以降、両親の住所地では申立人の保険料を納付することができないこと、弟は、20 歳になる前に他の区に住民票を移し、52 年 8 月 3 日に実家所在地に住民票を戻していることが確認でき、その後の 54 年 4 月に国民年金に加入し、53 年 4 月以降の保険料を納付しており、20 歳当初の数年間国民年金に未加入であったこと、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 7 年 4 月ごろに払い出されており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月まで
私の父は、私が昭和 56 年 4 月に会社を退職した後、私の国民年金の加入手続を行い、私が結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は第 3 号被保険者の資格取得に伴い、昭和 61 年 8 月ごろに払い出されており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、オンライン記録から、56 年 4 月 16 日の国民年金の被保険者資格の取得及び 61 年 4 月 1 日の第 3 号被保険者への種別変更は平成 18 年 6 月 14 日に記録追加されていることが確認できることから、当該記録追加時点まで申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であったことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8114

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から50年11月まで

私の母は、私が短大を卒業後、個人でピアノ教師をしているときの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、婚姻後に申立人の母親から国民年金手帳を渡されたと記憶しているものの、母親から受け取った年金手帳の色及び冊数の記憶が曖昧であり、申立人の姉も厚生年金保険の資格喪失後、婚姻までの期間は国民年金に未加入であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和62年8月ころに払い出されていることが確認できるが、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月及び同年11月

私の母親は、私の国民年金の加入手続をしてくれ、私が20歳になってからの国民年金保険料をまとめて納付してくれた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、20歳到達時からの保険料を母親が納付してくれていたと説明しているが、申立人の所持する年金手帳の「はじめて被保険者となった日」は平成元年12月9日と記載されており、申立人は同日に国民年金に任意加入していることが確認できるほか、申立期間は未加入期間であったことから、保険料をさかのぼって納付することができないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から同年5月までの期間及び58年8月から59年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和58年3月から同年5月まで
② 昭和58年8月から59年2月まで

私は、昭和58年3月に退職した後、国民年金の加入手続を行っていないのに国民年金保険料納付の督促通知が届いた。私は、当時求職中だったので、支払いを猶予してくれるように頼んだが無理やり納付させられた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、オンライン記録により、申立期間②を含む昭和58年6月から平成10年11月までの資格得喪記録は11年1月に追加訂正されたことが確認できる上、申立人は、国民年金の加入手続を行っていないとしており、申立期間の納付額の記憶も無いなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時、国民年金手帳を所持していた記憶が無く、平成10年11月以降の保険料を納付しているものの、当該保険料は9年1月に厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番された後の納付であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 11016

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月から同年11月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社の元従業員の供述から判断すると、申立人が同社に昭和28年4月から勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社において、申立人と同日の昭和28年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員2名に照会したところ、両者は同年4月又は5月に入社したと供述していることから、同社では入社から厚生年金保険の被保険者資格取得までに期間を要していることがうかがえる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社は昭和32年1月18日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主及び総務経理担当者は既に死亡していることから、当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の記録を含めて訂正等の不自然な記載は見られない。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月1日から42年3月30日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の従業員（現在の事業主と専務）の供述、申立人の申立内容等から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に事務担当者として勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、A社の現在の事業主は、申立期間当時の資料を保管しておらず、当時の事業主や共同経営者であった事務担当者らは既に亡くなっているため、申立人が勤務していたことは記憶しているものの、申立人の厚生年金保険の加入状況や厚生年金保険料の控除については、不明であると供述している。

また、A社にかかる健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に記録が確認でき、現在の事業主及び専務を含めた当時の所在の判明した従業員に照会したが、申立人の勤務時期、厚生年金保険の加入状況や厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができなかった。

さらに、申立人やA社の専務が申立期間当時の従業員数は5名としているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該期間の被保険者は事業主、共同経営者及び（現在の事業主と専務である）2名の作業所の従業員の4名のみであることから、同社において必ずしも全員を加入させる取扱いではなかったことが推認される。

加えて、申立人がA社に勤務していたとする申立期間について、申立人の記憶は明確ではない。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年2月1日から同年9月2日まで
② 昭和56年11月21日から57年7月16日まで
③ 昭和57年8月21日から58年7月20日まで

A学校に勤務した申立期間①、B学校に勤務した申立期間②及びC学校に勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。各学校に産休補助教諭として勤務した証明として各々の発令通知書を提出するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出されたD県教育委員会の発令通知書から判断すると、申立人が当該期間においてA学校に臨時的任用教職員として勤務していたことが認められる。

しかしながら、D県における臨時的任用教職員（産休・育休代替）の厚生年金保険の加入は、D県教育委員会教育長通知「臨時的任用教職員（産休・育休代替）の健康保険・厚生年金保険制度の適用について」の発出後であり、申立人の当該期間は、同通知を受けてE教育委員会が厚生年金保険の適用事業所となった昭和59年4月1日より前の期間である。

また、D県教育委員会人事部の担当者は、臨時的任用教職員（産休・育休代替）について、厚生年金保険の適用事業所となる前には厚生年金保険に加入させておらず、保険料を控除していないと供述している。

申立期間②について、申立人から提出されたD県教育委員会の発令通知書及びB学校の担当者の供述から判断すると、申立人が当該期間において同校に臨時的任用教職員として勤務していたことが認められる。

しかしながら、B学校の担当者は、同校における臨時的任用教職員の厚生

年金保険の適用は、上記D県教育委員会教育長通知により、昭和 59 年 4 月 1 日であり、申立人の当該期間は、それより前の期間のため、申立人は厚生年金保険には加入していなかったと供述している。

申立期間③について、申立人から提出されたD県教育委員会の発令通知書及びC学校の担当者の供述から判断すると、申立人が当該期間において同校に臨時的任用教職員として勤務していたことが認められる。

しかしながら、C学校の担当者は、同校における臨時的任用教職員の厚生年金保険の適用は、上記D県教育委員会教育長通知により、昭和 59 年 4 月 1 日であり、申立人の当該期間は、それより前の期間のため、申立人は厚生年金保険には加入していなかったと供述している。

このほか、申立人について、各申立期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 11021

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月1日から36年2月27日まで
平成21年10月6日に、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金を受給していないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和36年6月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 10 月 9 日まで
② 昭和 38 年 10 月 10 日から 43 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 43 年 4 月 1 日から 45 年 10 月 21 日まで
④ 昭和 46 年 10 月 1 日から 47 年 3 月 21 日まで

60 歳になった時に、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者期間は、オンライン記録によると、4つの事業所に係る被保険者期間が確認できるところ、申立人の脱退手当金については、当該事業所を管轄している各々の社会保険事務所（当時）で管理されていた厚生年金保険被保険者期間が漏れなく請求されている上、申立人の脱退手当金の支給額は、当該期間を対象として計算されているとともに、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和47年11月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である4回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 11023

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月 11 日から 56 年 6 月 10 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたのは確かなので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社における申立人の名刺、源泉徴収票及び雇用保険の加入記録により、申立人が、昭和 55 年 9 月 11 日から 56 年 6 月 10 日まで同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社の業種は飲食業であり、申立期間当時、厚生年金保険法における強制適用事業所の業種ではなく、事業主が従業員の過半数の同意を得て社会保険事務所長（当時）に申請し、社会保険庁長官（当時）の許可を受けて任意包括適用事業所となるほかには適用事業所となることはできなかつたところ、同社では適用事業所となった事実は無いとしている。

また、A社では、申立期間当時、同社は、厚生年金保険には加入しておらず、従業員の給与から厚生年金保険料を控除することは無かつたとしている。

さらに、申立人から提出された昭和 56 年分の源泉徴収票において、社会保険料等の控除は確認できるものの、当該控除額は、当該源泉徴収票の給与総額から算出した当時の社会保険料等の合計額と大きく異なっていることから、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 45 年 7 月まで

厚生年金保険の記録によれば、A 医院に勤務した申立期間の加入記録が無い。同医院に勤務しながら、B 会の運営する C 専門学校に通学し、また、給与から寮費と厚生年金保険料を控除されていた記憶もあるので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 医院の元院長の供述から、申立人は、期間の特定はできないものの、同医院に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が勤務していたとする A 医院は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしているが、A 医院に勤務していた元院長によると、同医院は厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料を給与から控除していなかったとしている上、当時は、D 国民健康保険組合に加入していたとしており、申立人の控除についての記憶は同健康保険の掛金のことではないかとしている。

さらに、申立人は、当時の上司及び同僚を記憶しているが、その連絡先は不明であり、これらの者から、同医院における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間に係る雇用保険加入記録が確認できない上、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 11028 (事案 975 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月 10 日から同年 12 月 12 日まで

A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨を第三者委員会に申立てを行った結果、同委員会から、複数の従業員の供述等から、期間は特定できないものの勤務は推認できるが、保険料控除を確認できる関連資料や周辺事情が無いなどの理由で、平成 20 年 12 月に記録を訂正できないと回答があった。

しかし、A社における勤務を推認しているのに被保険者となれないのは納得がいかない。新たに同僚一人を思い出したので再度調査し、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、複数の従業員の供述等から、期間は特定できないものの勤務は推認できるが、当時の事業主は、所在が不明であり、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認できず、また、申立人は、当時の上司や同僚の名前を記憶していない上、厚生年金保険料の控除について明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情は無いなどの理由から、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 12 月 3 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、この通知に納得できず、新たに同僚一人を思い出したので、再度調査してほしい旨主張している。

このため、当委員会は、申立人が一緒に勤務していたとして新たに名前をあげた同僚に照会したところ、当該同僚は、申立期間の一部期間にA社で申立人と一緒に勤務していたと回答しているが、厚生年金保険料の控除等について確認できる供述及び資料は得られなかった。

また、申立人は、A社の従業員でありながら、同社に係る事業所別被保険者名簿に名前の記載が無いのはおかしいと申し立てているが、上記被保険者名簿では、整理番号に欠番が無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い上、不自然な点は見られない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月から23年10月まで

A社B工場に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和21年10月から23年10月までA社B工場に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社B工場は、同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、厚生年金保険の適用事業所となったのが昭和23年11月4日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、上記被保険者名簿から、A社B工場が厚生年金保険の適用事業所となった時に厚生年金保険の資格を取得したことが確認できる複数の従業員が、「同社B工場は、申立期間当時はまだ稼働しておらず、昭和23年10月の段階でも工場の機械は動いていなかった。」と供述しており、同社B工場が厚生年金保険の適用事業所となる以前における保険料控除について記憶している従業員はいないことから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

さらに、申立人が記憶している同僚3名は、既に死亡しており、同僚から申立人の申立期間における勤務状況等を確認することはできない上、上記被保険者名簿によると、同僚3名は申立期間の後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月ごろから 37 年 8 月 1 日まで

A 社（後に B 社に名称変更）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に職人として勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた A 社の同僚の供述から、期間は特定できないが、申立人が申立期間当時に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B 社の事業主は、「当時の A 社の資料を保管しておらず、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認ができない。また、当時、自分は職人として勤務していたが、申立人は記憶に無い。」と供述している。

また、上記の事業主は、「当時の A 社の事業主は、同社における厚生年金保険の適用について、職人については、出入りが激しいので、勤務状況等から厚生年金保険の加入を判断しており、早い人で半年、又はそれ以上の期間を経てから加入させていた。中には、出来高で賃金を支払う職人として、厚生年金保険に加入させない従業員もいた。」と述べているところ、同社の営業担当の従業員は、「職人は、早い人で半年、又はそれ以上の期間経過後に厚生年金保険に加入していた。」と供述している。

さらに、申立人の記憶している同僚は、「建具 1 枚当たりの出来高で給与をもらい、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 1 日から 42 年 8 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の担当者及び同僚の供述により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の担当者は、同社は平成 14 年 12 月 3 日に解散し、人事記録、厚生年金保険関係等の書類は既に廃棄処分しているため、厚生年金保険料の控除については不明としているが、厚生年金保険の加入手続については、雇用保険と同時に行っていたとしており、厚生年金保険に加入させていない期間については、給料からの控除はしていないとしている。

なお、同社における申立人の雇用保険被保険者資格取得日は、昭和 42 年 8 月 1 日となっている。

また、A社の担当者は、「当時は事業主の判断で試用期間を設けており、厚生年金保険の加入について必ずしも全員を入社と同時に加入させてはいなかった。」と供述している。

さらに、A社は、昭和 42 年 8 月 1 日からB健康保険組合に加入し、同日で厚生年金保険被保険者となった従業員 13 人のうち、同じ職種の従業員二人は、41 年中及び同年 8 月に正社員として入社したと供述しており、入社日と資格取得日が相違していることがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 1 日から 33 年 12 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間も同社には勤務していたことは確かなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた同僚の供述及び申立人あてに届いた手紙の事業所名及び消印の記載から、勤務期間は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことは認められる。

また、同僚は申立人の勤務実態について、申立人とはA社の寮で一緒であり、昭和 32 年 2 月ごろから自分が寮を出る昭和 33 年 7 月ごろまでは、同社に勤務していたと供述している。

しかしながら、A社を管轄する社会保険事務所（当時）の適用事業所名簿には、同社の事業所名は無く、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、A社の事業主は既に死亡し、妻の住所を確認できないことから、当該期間の厚生年金保険料控除について確認することができず、同僚に同社に勤務していた期間の厚生年金保険料控除について照会を行ったが、覚えていないと供述しており、当該同僚の同社における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年ごろから30年3月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
同社には昭和28年ごろから31年3月1日までの間、継続して勤務していたので申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立期間当時の人事記録等の書類は既に廃棄処分しており、代表取締役及び社会保険事務担当者も死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明であると回答している。

また、申立人から提出された写真について、A社及び複数の元従業員に確認をしたところ、一人から申立人を知っているとの回答はあったものの、いずれも申立期間当時の写真であることを特定することはできないと回答している。

さらに、申立期間前後にA社で勤務していた従業員6人に照会したところ、3人から回答を得たが、うち二人は申立人のことを記憶しておらず、一人は申立人のことを知っているものの勤務期間を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月2日から42年7月31日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に申立期間も継続して勤務していたと主張している。

しかし、申立人は「A社を退職した同僚の数か月後に自分も退職した。」と供述しているところ、当該同僚は、同社に係る事業所別被保険者名簿から昭和37年1月1日に被保険者資格を喪失し、オンライン記録から同年1月23日に別の会社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、国民健康保険加入記録から、申立人は昭和38年2月1日に資格取得し、申立期間のうち、同年2月1日から42年7月31日までは国民健康保険の被保険者であることが確認できる。

さらに、A社は昭和41年5月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。また、同社の当時の社会保険担当者は、「申立人を覚えてはいないが、毎年同社の被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に提出する際は在籍者を確認していた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月2日から22年2月21日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。間違いなく同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、同社は昭和20年9月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間のうち同日以降は適用事業所となっていない。

また、B社は、申立期間当時の従業員や厚生年金保険に関する資料は既に破棄しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないと回答している。

さらに、申立人が名前を記憶していた5人の同僚のうち3人は、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に名前があるが、二人は同名簿にその名前が見当たらない。

加えて、上記名簿にある同僚3人は住所が不明で照会できないが、別の従業員の一人に入社日を照会したところ、当該従業員は入社から1年後に厚生年金保険の被保険者となっている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から63年3月まで

A社の代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与と比較して低くなっている。

給与明細書等の保険料の控除額が確認できる資料は無いが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入するB厚生年金基金から提出のあった基金の加入台帳写によると、申立人の標準報酬月額は、昭和58年4月から59年9月までが26万円、同年10月から63年3月までが28万円と記録され、オンライン記録と一致している上、同基金の担当者は当時の基金への届出は厚生年金保険の届出と複写式であったと回答している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立期間に厚生年金保険の被保険者であった従業員5人及び申立人について、標準報酬月額の記載内容に不備やさかのぼって訂正された形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 11040

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から 45 年 5 月 16 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 45 年 3 月に同社で知り合った男性と結婚したことから、それ以前から勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、A社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書には、申立人の資格取得日は昭和 45 年 5 月 16 日と記載されている上、同社の申立人に係る名簿及び退職願には、申立人の入社日は同年 5 月 16 日と記載されている。

また、申立人のA社における雇用保険資格取得日も、昭和 45 年 5 月 16 日と記録され、オンライン記録と一致している。

さらに、A社の総務部担当者は、申立人について「昭和 45 年 5 月 16 日より前に、アルバイトとして勤務していたかどうかは資料が無いため確認できないが、申立期間当時、アルバイトは厚生年金保険には加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除することもなかったはずである。」と供述している。

加えて、オンライン記録によると、申立人は申立期間のうち昭和 44 年 1 月から 45 年 3 月までの期間については、国民年金保険料の納付済み期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から32年7月30日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の業務内容に係る詳細な記憶により、申立人は、期間は特定できないものの、A社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は昭和40年9月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡している上、A社の事業を承継したとする現在のA社は、申立期間当時の人事記録等は保管していないと回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が同じ業務に従事したとする同僚8人のうち、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において厚生年金保険の加入記録が確認できたのは二人である。

さらに、A社に昭和31年10月ごろに入社したとする従業員は「同社では、入社1年間は厚生年金保険に加入できないと言われた。」と供述しており、当該従業員は34年2月に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、同社では入社してから相当期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から同年9月1日まで
A事務所に勤務した期間の記録が無い。同事務所にハウスメイドとして勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述から判断すると、申立人は、勤務期間は特定できないが、昭和23年ごろからA事務所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B防衛事務所によると、A事務所における申立人の申立期間に係る勤務実態等について、在籍記録及び健康保険厚生年金保険被保険者台帳による調査をしたが、いずれにおいても申立人の氏名を確認することができなかった旨回答している。

また、A事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と年齢の近い複数の従業員に照会したが、申立人を記憶する従業員はおらず、さらに、複数の従業員は、「当時、ハウスメイドとして勤務していた人の中には、C国軍家族に直接雇用される人もいた。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月3日から38年12月31日まで
② 昭和40年7月21日から44年6月1日まで

A社及びB社に勤務した申立期間①及び②の加入記録が無い。申立期間中、それぞれの会社に継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録によると、A社は、昭和38年2月21日に事業所をC区からD区に移転した後の同年8月11日に適用事業所でなくなっており、申立期間①の一部の期間においては適用事業所になっていない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社がC区からD区への移転に伴い、C区において厚生年金保険の適用でなくなった際に被保険者資格を喪失した従業員は、全員、D区で引き続き同社において厚生年金保険資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿から、複数の従業員に照会したが、申立人の退職時期を特定することができない。

なお、A社の元代表者及び当時の社会保険担当者の住所を特定することができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

申立期間②については、オンライン記録によると、B社は昭和40年7月21日に適用事業所ではなくなっており、申立期間②当時は適用事業所になっていない。

また、雇用保険の加入記録から、申立人の、B社の離職日は昭和40年7月20日であることが確認できる。

さらに、B社の元代表者の住所を特定することができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない上、同社に係る事業所別被保険者名簿から、複数の従業員に照会したが、いずれの者からも回答は無く、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除を確認できる資料を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 37 年 3 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務した申立期間の加入記録が無い。定時制高校に通学しながら同社に勤務していたことは確かなので申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社の現会長、当時の社会保険担当者及び同僚等の証言から判断すると、時期は特定できないが、申立人は、申立期間当時、定時制高校に通学しながら A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B 社が保管する申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の写し」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格確認及び標準報酬決定通知書」において、申立人の氏名を確認することができず、また、社会保険事務所（当時）の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票の記録は上記届書等の内容と合致している上、健康保険の整理番号に欠番は見当たらない。

さらに、A 社の当時の社会保険担当者は、「申立人の厚生年金保険の取扱いについて記憶は無いが、申立人は、同社に、定時制高校に通学しながら勤務した初めての者だったと記憶している。」と供述し、B 社の現会長は、「当社が保管する資料から、定時制高校に通学しながら勤務した従業員で厚生年金保険に加入させた者は、申立人の後任として入社した者が、最初の者だった。」と供述しており、複数の従業員の回答から判断すると、同社において、申立人より前に定時制高校に通学しながら勤務した者は無く、申立人の後任とする者が、定時制高校に通学しながら勤務した従業員として、初めて、厚生年金保険に加入した者であることが推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 2 月 16 日から同年 3 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
同社には平成 11 年 2 月 16 日から継続して勤務しており、給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出されたタイムカードから、申立人は平成 11 年 2 月 15 日から同社に継続して勤務していることが確認できる。

しかし、申立人に係る厚生年金基金、健康保険組合及び雇用保険の資格取得日はいずれも平成 11 年 3 月 1 日となっており、オンライン記録と合致している。

また、申立人から提出された平成 11 年 3 月分から同年 5 月分の給与明細書において、事業主は、同年 2 月分の厚生年金保険料を給与から控除していないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月16日から29年6月1日まで

A食堂（倶楽部）で勤務した申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の前後については厚生年金保険の加入記録があるのに、A食堂（倶楽部）における厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしいので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A食堂（倶楽部）に係る健康保険組合の加入記録により、申立人の申立期間のうち、昭和28年7月1日から29年6月1日までの期間について、申立人が同食堂に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A食堂（倶楽部）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同食堂は、昭和27年9月1日に健康保険の適用事業所となっているものの、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。なお、同食堂が厚生年金保険の適用事業所となったのは、36年12月1日からである。

また、申立期間当時にA食堂（倶楽部）に勤務していた従業員の社会保険関係資料を管理しているC事務所に対し、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入記録を照会したところ、同事務所は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない。」と回答している。

さらに、「連合国軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日保発第51号厚生省保険局長から、各都道府県知事あて通知）によれば、連合国軍要員のうち、非軍事的業務に使用されるに至った者（ハウス、ホテル等の家事使用人及びクラブ、宿舍施設、食堂等に使用される者）は、昭和26年7月1日以降、政府の直備使用人

としての身分を喪失することとなり、これに伴い健康保険及び厚生年金保険の強制被保険者とはならないとされている。

加えて、申立期間当時にA食堂（倶楽部）に勤務していた複数の従業員は、「申立期間のA食堂（倶楽部）は、健康保険にのみ加入していた。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月1日から28年3月ころまで
A館にメイドとして勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。同館には、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A館には、メイドとして申立期間も継続して勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と主張している。

しかしながら、A館に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間を含む昭和24年4月から28年3月までの期間に勤務していた元従業員923名のうち、連絡先を把握することができた30名に照会したところ、19名から回答があったものの、申立人を記憶している者はいなかった。

また、申立人は3名の同僚を記憶していたが、3名とも連絡先が不明であり、申立期間当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立期間当時にA館に勤務していた従業員の社会保険関係資料を管理しているB事務所に申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入記録を照会したところ、同事務所は、「昭和24年4月1日から25年11月1日までの加入記録はあるが、申立期間に係る加入記録は無い。」と回答している。

加えて、申立期間のうち、昭和26年7月1日以降の期間については、「連合国軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日保発第51号厚生省保険局長から、各都道府県知事あて通知）によれば、連合国軍要員のうち、非軍事的業務に使用されるに

至った者（ハウス、ホテル等の家事使用人及びクラブ、宿舎施設、食堂等に使用される者）は、政府の直備使用人としての身分を喪失することとなり、これに伴い健康保険及び厚生年金保険の強制被保険者とはならないとされている。

なお、A館に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によれば、昭和24年4月から28年3月までの期間において被保険者であった923名のうち、職種は区分できないものの、申立人の資格喪失日である25年11月1日に資格喪失している者が20名みられることから、同館に何らかの事情があり喪失したことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 1 日から 61 年 10 月 22 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間中も継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員の回答から、申立人が申立期間も継続して同社で勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、A社が加入していたC基金における申立人の加入記録によれば、申立人は昭和 56 年 8 月 5 日に資格取得した後、58 年 10 月 1 日に資格喪失し、61 年 10 月 22 日に再取得していることが確認でき、この記録は、厚生年金保険の加入記録と一致している。

また、雇用保険の加入記録によれば、申立人は、昭和 56 年 8 月 5 日に資格取得した後、58 年 9 月 30 日に離職し、61 年 10 月 22 日に再取得していることが確認できることから、申立期間は雇用保険に加入していない。

さらに、A社の元従業員は、「申立人は、申立期間当時、諸般の事情から厚生年金保険に加入していなかったと聞いている。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 4 年 10 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支払われていた給与支給額と相違しているため、同期間に係る標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「給料は下がっていないにもかかわらず、申立期間のみ標準報酬月額が下がっているのは納得できないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。」と主張している。

しかしながら、申立期間の標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（給与支給総額）のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額となる。このため、申立期間について、A社が提出した申立人に係る源泉徴収簿によると、申立期間における給与支給総額又は保険料控除額のそれぞれに基づく標準報酬月額のうちのいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と比べ、同額又は低い額となっていることが確認できる。

また、A社が加入しているB基金における標準報酬月額の記録は、オンライン記録における標準報酬月額と一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から32年1月1日まで

A社B支社（現在は、C社）に勤務した申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。同支社には営業外務員として勤務したが、正社員だったので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社B支社に正社員で営業外務員として勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と主張している。

しかしながら、申立人が名字を記憶していた申立期間当時の上司及び同僚の3名については、A社B支社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、該当者が見当たらない上、同名簿から、申立期間当時に勤務していた元従業員54名のうち、連絡先が判明した8名に文書照会を行い、7名から回答を得たが、申立人を記憶している者はいなかった。

また、C社の人事担当者、及び申立期間当時にA社B支社に勤務経験があり、各地の営業外務員の指導育成に携わったとする元従業員は、「営業外務員は、最初の数か月間は見習期間であり、社会保険には加入させていなかった。また、見習期間終了後においても一定の営業成績を上げなければ社会保険に加入させなかった。」と述べている。

さらに、前述の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の健康保険証番号に欠番は無く、記載内容に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認め
てほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社の人事記録及び人事発令では、申立人の同社における退職日は平成 2 年 6 月 30 日と記録されており、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社が保存している申立人に係る厚生年金保険資格喪失確認通知書によれば、申立人は、社会保険事務所（当時）の記録どおり、平成 2 年 6 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、同社が加入しているB健康保険組合及びC厚生年金基金の資格喪失日も厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致している。

また、A社から提出された申立人に係る平成 2 年度の賃金台帳では、申立人が同社を退職した同年 6 月の給与から控除されている厚生年金保険料の金額は 1 か月分のみであることが確認でき、同社は、「申立期間当時、厚生年金保険料は翌月控除方式をとっており、申立人の退職月の給与から控除しているのは平成 2 年 5 月の保険料であって、同年 6 月の保険料は控除していない。」と回答している。

このことについては、A社における当時の賃金台帳を確認すると、退職月の翌月 1 日付けで被保険者資格を喪失した従業員は、退職月の給与から、退職月を含めた 2 か月分の保険料が控除されているが、退職月の月末に被保険者資格を喪失した従業員は、退職月の給与から前月の 1 か月分のみ控除され

ていることから裏付けられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月から 59 年 7 月 8 日まで

A社（現在は、B社）が運営していたC社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。C社に勤務し、A社にも在籍していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にC社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 62 年 4 月 1 日であり、申立期間は適用事業所になっていないことが確認できる。

また、C社は、平成 11 年 9 月に解散しており、当時の従業員に係る資料は入手できず、当時の代表者については氏名等が判明しないことから、同社における申立人の厚生年金保険の加入状況等については確認できない。

さらに、申立人が記憶している複数の同僚のうちの一人は、「当時、C社の従業員の社会保険については、A社で一括して行っていた。」と供述しているところ、同社の社会保険事務担当者は、「自分は、申立期間当時、当社が出資していたC社の社会保険事務を担当していた。同社の従業員については、同社がまだ厚生年金保険の適用事業所になっていなかったことから、国民年金及びD国民健康保険に加入させており、それらの保険料を従業員の給与から控除していた。」と供述している。

加えて、オンライン記録によれば、申立人が記憶している複数の同僚には、いずれも申立期間における厚生年金保険の加入記録は無く、そのうちの2名については国民年金を納付していることが確認できる上、申立人も、昭和 58

年7月から59年6月まで国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年6月まで

A社に営業社員として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が申立人に対して、昭和37年2月1日に表彰状を渡していることから、同日には申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の代表者は死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人は、同僚の名前を記憶していない。そこで、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間当時に被保険者であったことが確認できる従業員29人に照会したところ、回答のあった23人のうち3人は申立人を記憶していたが、いずれも申立人の勤務期間を覚えておらず、当時の厚生年金保険の取扱いについても記憶していなかった。

さらに、上記回答のあった従業員のうちの1人は、「A社の支店の営業社員は、コミッションセールスだったので、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述しており、ほかの1人は、「A社の支店の営業社員は、コミッションセールスだったので、厚生年金保険に加入する者もいたし、加入しない者もいた。厚生年金保険に関心のある者は少なかった。」と供述している。

加えて、申立人は、申立期間当時は、A社B支店に勤務していたとしているが、上記回答のあった23人はすべて同社本社勤務であり、同支店勤務で申

立人と仕事の内容が同じ者からは、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認をすることができない。

また、上記の被保険者名簿を確認したところ、申立人が販売で全店トップの表彰を受けた昭和 37 年 1 月時点の厚生年金保険被保険者数は 96 人であるが、申立人及び従業員 4 人は、当時の同社の従業員数は、200 人程度であったとしていることから、同社では申立期間当時、社員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 2 月から 37 年 9 月 1 日まで
② 昭和 56 年 4 月 25 日から 59 年 4 月まで

厚生年金保険の記録によれば、申立期間①及び②において加入記録が無い。しかし、A事務所に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②については、それぞれ勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A事務所に勤務していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A事務所は、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、その所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人が提出したA事務所の創業の沿革によれば、同事務所は昭和38年2月に法人化されたと記載されていることから、その前までは個人事業所であったと推認される。

さらに、申立人は、A事務所における当時の代表者及び同僚3人の姓のみを記憶しているが、当該代表者は既に死亡しており、同僚3人の連絡先も不明であることから、これらの者から、同事務所における申立人の当該期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、B社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、B社は、昭和56年4月25日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間においては適用事業所とな

っていないことが確認できる。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿によれば、昭和50年9月から同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる56年4月25日までの被保険者は事業主である申立人と申立人の妻の2人であることから、同社の従業員に申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 4 月 1 日から 20 年 4 月 1 日まで
② 昭和 20 年 4 月 1 日から 23 年 3 月 31 日まで

厚生年金保険の記録によれば、A村役場（農会）に勤務していた申立期間①及びA村役場（農会）が農業協同組合法成立に伴いB農業協同組合となってからも継続して勤務した申立期間②の加入記録が無い。それぞれ事務員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A村役場（農会）に勤務していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A村（昭和 30 年*月*日C町と合併）は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、当該期間のうち、昭和 18 年 4 月 1 日から 19 年 9 月 30 日までの期間については、労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）の適用期間であり、同法では、工場や炭鉱で働く筋肉労働者の男子工員のみが被保険者となるとされているところ、申立人は、A村役場（農会）において事務員として勤務していたとしており、筋肉労働者ではなかったと考えられることから、この期間は労働者年金保険法の被保険者でなかったものと認められる。

さらに、A村と合併したC町は、「当時の資料を保管していないことから、申立人が勤務していたか不明である。」と回答していることから、同町から申立人の当該期間に係る勤務実態を確認することができない。

申立期間②について、B農業協同組合は、当該期間の後の昭和 23 年 5 月 26 日に設立されているが、同組合の前身であるA村農業会が 19 年 12 月 15

日に設立されていること及び申立人が記憶している同僚3人は同組合が厚生年金保険の新規適用事業所となった23年11月1日に被保険者となっていることから、申立人は当該期間においてA村農業会に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによるとA村農業会は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、E農業協同組合（A村農業会を承継したB農業協同組合が合併してF農業協同組合となり、その後再合併して事業を承継）は、当時の資料が残っていないとしているため、同組合から、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の記憶している同僚6人は、死亡又は連絡先が不明のため、これらの者から、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 10 日から 37 年 1 月 21 日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い。しかし、申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していたA社の上司及び複数の同僚の厚生年金保険の加入記録並びに申立人から提出された写真から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、申立期間当時の資料を保管していないことから、同社における申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶していた同僚9人のうち、住所が確認できた3人に照会したところ、回答が得られた二人は申立人の入社時期を覚えていないとしている。そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、当時、被保険者であった従業員8人に照会したところ、回答があった4人は申立人のことを記憶していたものの、申立人の同社における入社時期は記憶しておらず、確認することができなかった。

さらに、申立人は、A社に自動車運転手の助手として入社し、運転手のB氏と勤務したとしているが、B氏は申立人と同じ昭和 37 年 1 月 21 日に同社において厚生年金保険の資格を取得していることから、同社では入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月から 36 年 4 月 5 日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の証言から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡していることから、同社及び当該事業主から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が一緒に入社したとしている同僚も、申立人と同様に申立期間に勤務していたと供述しているが、当該同僚の厚生年金保険の資格取得は昭和 36 年 2 月 10 日であることから、A社においては、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により、昭和 36 年 2 月 10 日から同年 4 月 5 日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員 10 人に照会したところ、回答のあった 5 人全員が申立人を記憶していなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月16日から35年5月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社を継承したC社の事業主及び複数の同僚の供述から、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録では、A社は、昭和35年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A社を継承したC社は、申立期間当時の人事関係書類を保有していないとしており、当時の事業主も既に亡くなっていることから、同社及び当該事業主から申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社が適用事業所となった昭和35年5月1日に資格を取得した同僚及び従業員9人に照会したところ、回答のあった6人は、申立人を記憶しているものの、申立人の勤務期間については覚えていない。また、上記の6人は、「当時の給与明細書等の保険料控除を示す書類を保管していないため、保険料控除は確認できない。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 11072 (事案 4115 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月30日から31年9月1日まで

A社又はB社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に対して申し立てたが、記録を訂正できない旨の通知を受けた。

今回、A社に勤務した同僚から、申立期間に係る厚生年金保険料を給料より控除されていたことが新たに確認できたので、再度調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間の一部においてA社及びB社の両社とも厚生年金保険の適用事業所に該当せず、両社の事業主の所在等が不明なため保険料控除について確認できないこと、申立人と同様に厚生年金保険の加入記録が無い同僚3人から申立期間の保険料控除が確認できないことから、既に当委員会の決定に基づき平成21年9月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は新たな情報として、「A社の同僚がこの時期結婚したばかりで、申立期間も厚生年金保険料が控除されていたと話していることから、申立期間に係る厚生年金保険料を給料より控除されていたことが確認できたので、再度、調査してほしい。」と主張している。

しかし、A社の上記同僚に再度確認したところ、当該同僚は、前回の調査で「はっきりと覚えていませんが、申立期間も厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と供述しているが、今回の調査では、「給与明細書がありませんので、申立期間の厚生年金保険料が控除されていたとする根拠は特にありません。」と回答しているため、当該同僚から申立期間における厚生年金

保険料の控除について確認できない。

また、申立人は、当該同僚が「この時期、結婚したばかり。」と述べたと主張しているが、当該同僚の妻の回答により、当該同僚の結婚年月日は、申立期間より後の昭和32年2月*日であることが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人及び事業主を含む44人が昭和30年8月30日にA社で被保険者資格を喪失し、このうち申立人及び事業主を含む36人が31年9月1日にB社で被保険者資格を取得しており、申立期間の加入記録が無いことが確認できる。

加えて、A社の従業員が、「申立期間当時はA社の経営が悪化した時期である。」と回答していることから、理由は不明であるが、事業主は同社の従業員の被保険者資格の喪失手続きを行い、申立期間の保険料控除を行わなかったと考えられる。

これらのことから、申立人が再申立ての理由としている事情は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、この他、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 12 月 1 日から 54 年 9 月 30 日まで
② 平成 9 年 9 月 1 日から 10 年 9 月 1 日まで

A社で取締役として勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際に支給されていた給与に見合う標準報酬月額よりも低くなっている。

また、B社に勤務した期間のうち、代表取締役であった倒産前の申立期間②の標準報酬月額が実際に支給されていた給与に見合う標準報酬月額よりも低くなっている。

いずれの期間も給与明細等はないが、給与が減額されたことは無いので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は昭和 54 年 9 月に倒産しているため、当該期間当時の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について、同社から確認することができない。

また、申立人は、給与明細書等、厚生年金保険料の控除を確認できる資料を所持していないため、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料控除を確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の標準報酬月額は、昭和 49 年 2 月から同年 7 月までは 11 万 8,000 円、同年 8 月から 50 年 7 月までは 17 万円、同年 8 月から 52 年 11 月までは 20 万円、同年 12 月から 54 年 9 月までは 15 万円と記録されており、さかのぼって訂

正されるなど不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、オンライン記録により、B社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成10年9月1日より後の11年3月26日付けで、申立人を含む12名の標準報酬月額がさかのぼって訂正されており、申立人の標準報酬月額は、9年9月1日に遡^{そく}及^くして53万円から9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、B社の商業登記簿謄本により、申立人は、平成7年6月14日から同社の取締役役に、また、申立期間②の期間のうち、10年4月1日から同社の代表取締役役に就任していることが確認できる。

また、上記商業登記簿謄本により、B社の破産宣告日は、当該標準報酬月額の減額訂正が行われた平成11年3月26日より後の同年7月*日であることが確認できる。

さらに、B社に係る銀行預金口座取引推移では、平成9年4月から10年10月までの期間に厚生年金保険料の引落としが行われていないことが確認できる。

加えて、申立人は、「B社の倒産の処理は、弁護士に依頼してすべて自分で実施した。」と供述していることから、申立人が同社の代表取締役役として当該標準報酬月額の減額訂正に関与していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、B社の代表取締役役として自らの標準報酬月額の減額訂正に関与しながら、当該減額訂正が有効なものでないと主張することは信義則上認められず、申立期間②の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月1日から26年5月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間には同社の店舗で販売業務を行っていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の息子で申立期間当時、営業担当者として勤務していた同僚は、「申立人が申立期間に当社が出した店舗に異動して再度本社に戻ったことを記憶している。」と供述していることから、申立人は申立期間に同社の店舗に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「元事業主は死亡しており、当時の資料を保管していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況について確認できない。」と回答しているため、同社及び事業主から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が「自分と一緒に同社の店舗に異動した。」と供述している同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和26年5月1日となっており、申立人が同社で再度、被保険者資格を取得した日と一致していることが確認できることから、同社では、申立期間当時、申立人が勤務した店舗の2名の従業員については、厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月1日から同年8月23日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。同社には、昭和46年2月に入社し、退職する同年8月まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員の供述及び業務内容等に関する申立人の申立内容から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の当時の事業主の所在は不明であり、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する供述等は得られない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間を含む厚生年金保険の加入記録があり、所在の確認ができた従業員に照会を行ったところ、連絡が取れた者が4名おり、そのうち同社の部長職であった者は、「申立期間当時、同社の経営状態は悪く、厚生年金保険の加入手続をしていなかったと思う。」と供述している。また、申立人の前任者と思われる事務職であった者は、「申立期間当時は、入社後すぐに厚生年金保険に加入させていなかったと思う。半年ぐらいの勤務であれば、加入の手続はしておらず、保険料も控除されていなかったのではないか。」と供述しており、ほかの2名は申立人を記憶していない旨供述している。

さらに、上記被保険者名簿において、健康保険番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年から27年9月8日まで
A社で勤務した申立期間の加入記録が無い。昭和25年に入社して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人が同社に在籍していたことは記憶しているが、勤務期間を供述した者はおらず、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況等に関する情報は得られなかった。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和27年3月1日であり、申立期間の一部は適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、法務局において、A社に係る商業登記の記録は確認できない上、同社は昭和35年6月15日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の連絡先も不明であることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 10 月から 19 年 3 月末日まで
② 昭和 20 年 10 月から 23 年 5 月 10 日まで
③ 昭和 25 年 10 月から 26 年 9 月末日まで

A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②及びC社に勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。A社では、旧制中学を卒業してから兵役に就く昭和 19 年 3 月末日まで、B社では、A社を辞めた後から 23 年 5 月ごろに他社へ行くまで、C社では、入社してから 26 年 9 月末に一方的に解雇されるまで、それぞれの会社に勤務していたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の同僚の家族は、「家の中に残されていた履歴書によると、申立人と同時期に勤務していた事になっており、現在に至っても年賀状のやりとり等を致しております。」と回答していることから、申立人は、申立期間①においてA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立期間①当時は労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）の適用期間であり、申立人は、「航空計器の羅針儀の研究をしていた。また、所属は研究部門の中の技術部であり、また、同じ敷地内に職工さんと事務系職員がおり、技術部は事務系でした。」と述べていることから、申立人は、いわゆる筋肉労働者を対象とする労働者年金保険の対象者ではなかったものと推認できる。

また、A社は、「申立人の申立期間①当時の勤務実態及び厚生年金保険等の取扱いについては、確認できる資料が無いため、不明である。」と回答している。

なお、申立人が記憶している 3 人の同僚、上司のうち、前述の一人を除いた二人は、個人を特定できず連絡することができないため、申立人の勤務実態及び労

働者年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「A社を辞めた後の昭和 20 年 10 月から 23 年 5 月ごろに他社へ行くまで、B社に勤務していたので、この期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と主張している。

しかしながら、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 23 年 4 月 1 日であることが確認できる上、同名簿に、申立人の氏名を確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚 7 人のうち、住所が判明した一人と、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和 23 年 4 月 1 日に資格取得した 28 人のうち、住所が判明した一人の計二人に対し文書照会を行ったが、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除については確認することができなかった。

なお、申立人が当時の事業主として姓のみ記憶している者については、個人を特定できるまでに至らない上、申立人が上司として名前を挙げた工場長も前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されておらず、両名の所在が分からないため、これらの者から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「入社してから昭和 26 年 9 月末に一方的に解雇されるまで、C社に勤務していたので、この期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と主張している。

しかしながら、C社について、オンライン記録により適用事業所名検索を行ったが、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、申立人が記憶している事業主は、C社の商業登記簿謄本から、同社の代表取締役であったことが確認できるが、事業主は既に死亡しているため、この者から、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、申立人が記憶している同僚は所在不明のため、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 8 月 1 日から 56 年 5 月 31 日まで
② 平成 3 年 1 月 1 日から 7 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に年金記録を照会したところ、A社（昭和 53 年 6 月 6 日、B社から商号変更）において勤務した申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額が大幅に減額となっていたことを知った。当時の給与に見合う標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社に係る商業登記簿謄本によれば、申立人は、同社が厚生年金保険の適用事業所になった昭和 51 年 4 月 14 日に同社の代表取締役であり、その後一度も代表取締役を辞任することなく、現在まで同社の代表取締役であることが確認できる上、社会保険事務所においても、申立期間①及び②のそれぞれの期間において同社の事業主として登録されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書においては、特例対象者は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨が規定されている。

このため、仮に、申立期間①及び②において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は当該事業所の代表取締役として、厚生年金保険料の控除及び納付について知り得る立場であることは明らかである。

2 申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、A社に係る事業所別被保険

者名簿によれば、当初、昭和 53 年 8 月から 55 年 3 月までの期間は 30 万円、同年 4 月から同年 9 月までの期間は 32 万円、同年 10 月から 56 年 4 月までの期間は 41 万円とそれぞれ記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 56 年 5 月 31 日以降の同年 6 月 9 日付けで遡^{そきゅう}及して、53 年 8 月から 55 年 9 月までの期間は 3 万円に、同年 10 月から 56 年 4 月までの期間は 4 万 5,000 円にそれぞれ減額訂正されていることが確認できる上、申立人のほか、当時の従業員 5 人の標準報酬月額が遡^{そきゅう}及して減額訂正され、また、当時の従業員 3 人における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日も遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「昭和 56 年 6 月 9 日付けの減額訂正の処理は、当時、A 社の財務及び総務関係の事務を委任していた同社の代表取締役を経験した人物が行い、その人物から報告を受けていた。」と述べており、また、当時の従業員は、「申立期間当時、A 社には保険料の滞納並びに給与の遅配及び未払があった。」と述べていることから、社会保険事務を委任されていた人物は、滞納保険料の処理のため、申立人及び従業員の標準報酬月額の減額を行い、そのことを申立人に報告していたものと推認でき、申立人が、当該減額訂正の処理に同意していたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る当該減額処理が適正なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 3 申立人の申立期間②のうち、平成 3 年 1 月から 5 年 9 月までの期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によれば、当初 53 万円と記録されていたが、i) 4 年 5 月 8 日付けで 3 年 1 月から 4 年 3 月までの期間について遡^{そきゅう}及して 9 万 8,000 円に減額訂正する処理が行われていることが確認でき、ii) さらに、4 年 12 月 8 日付けで同年 4 月から 5 年 9 月までの期間について遡^{そきゅう}及して 9 万 8,000 円に減額訂正する処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「平成 4 年 5 月 8 日付け及び同年 12 月 8 日付けの遡^{そきゅう}及による自分の標準報酬月額の減額訂正することについては、当時の A 社の顧問社会保険労務士が行い、その人物から報告を受けていたかもしれない。」と述べており、さらに、申立人は、「A 社の代表者印は私自身が保管しており、代表者印を他の者が書類に押すことは考えられない。」とも述べていることから、申立人は同社の顧問社会保険労務士から相談等を受けた際に社会保険事務所への届出書類に代表者印を押したものと推認でき、申立人が当該減額訂正の処理に同意していたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る当該減額処理が適正なものではないと主張することは信義則上許されず、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

一方、申立期間②のうち、平成5年10月から7年3月までの期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によれば、申立人に係る5年10月の定時決定が9万8,000円として6年4月5日に遅れて処理され、6年10月の定時決定が9万8,000円として同年9月16日に処理されていることが確認できることから、事業主の届出に基づき社会保険事務所が処理したものと考えられる。

このことについて、申立人は、「平成5年10月及び6年10月の定時決定は、当時のA社の顧問社会保険労務士が行い、その者から報告は受けていない。」と回答しているが、一方で申立人は、「代表者印は自分が保管していた。」と回答していることから、申立人は、代表取締役として、同社の顧問社会保険労務士から定時決定の届出に係る報告を受け、社会保険事務所への届出書類に代表者印を押したと考えるのが自然である。

なお、申立人から提出されたA社における平成6年10月分の給料台帳によれば、申立人の同月の厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所において記録されている標準報酬月額よりも高いことから、申立人が主張する標準報酬月額であったと考えられるものの、申立人は、上述の届出書類に代表者印を押す立場にいた同社の代表取締役であり、前述の特例法第1条第1項ただし書に規定する記録訂正を行う対象とならない者であると認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、平成5年10月から7年3月までの期間に係る届出を行ったものと判断され、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年7月から同年11月まで
② 昭和22年11月から24年4月1日まで
③ 昭和27年12月1日から28年1月1日まで
④ 昭和30年11月22日から31年7月20日まで
⑤ 昭和31年10月から32年7月まで

労務管理事務所の傘下にあった駐留軍施設Aに勤務していた申立期間①、同Bに勤務していた申立期間②、C社に勤務していた申立期間③、D社に勤務していた申立期間④及びE協会に勤務していた申立期間⑤の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において、それぞれの事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、「申立期間①については駐留軍施設Aに勤務し、申立期間②については同Bに勤務し、それぞれの事業所で駐留軍関係の仕事をしていたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と主張している。

しかしながら、労務管理事務所の記録管理業務を引き継いだF省G事務所は、「労務管理事務所が、厚生年金保険の適用となる前の傘下の駐留軍施設に勤務していた日本人労働者の記録を保存しておらず、申立人の申立期間①及び②に係る駐留軍施設A及び同Bにおける在籍を確認することができない。」と回答している。

また、駐留軍施設A及び同Bに係る事業所別被保険者名簿によれば、駐留軍施設Aが厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和25年10月12日で、

同Bが適用事業所となったのは24年4月1日であり、両駐留軍施設とも申立期間①及び②においては厚生年金保険の適用事業所となっていない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間③について、C社の複数の元従業員の回答により、申立人が申立期間③において同社で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、C社に係る事業所別被保険者名簿によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和28年1月1日であり、同社は申立期間③においては厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、C社が適用事業所となった日に、被保険者資格を取得している6人の元従業員に照会したところ、4人から回答があり、そのうちの3人は、「C社が適用事業所になる前の昭和27年12月から勤務していたが、同月の厚生年金保険料については、資料は無いが控除はされていなかった。」と回答している。

なお、C社は、既に閉鎖しており、事業主は所在が不明であることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間④について、申立人は、「D社に勤務し、支配人を任されていたので、申立期間④を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と主張している。

しかしながら、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社は、昭和31年2月1日に適用事業所でなくなっており、申立期間④のうち、同年2月1日から同年7月20日までの期間は適用事業所となっていない。

また、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿については、健康保険の番号に欠番は無く、社会保険事務所（当時）の記録に不自然さは無い上、同名簿に記録されている12人の元従業員について調査したが、一人も住所を確認できず、申立人の申立期間④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、D社の元事業主の所在が不明であることから、申立人の申立期間④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間⑤について、申立人は、「E協会に勤務し、H協議会を海外視察に送り出す等、具体的な事業活動を行っていたので、申立期間⑤を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と主張している。

しかしながら、厚生年金保険の適用事業所名簿によれば、申立人が申立期間⑤に勤務していたとするE協会は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できず、また、同協会の所在地を管轄する法務局において、同協会の商業登記の記録も無い。

加えて、申立人は、E協会の代表者の名前を挙げているが、所在が不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、申立人が記憶している上司及び同僚はいないため、これらの者からも申立人の勤務状況等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月1日から同年3月1日まで

A社B支社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る加入記録が無い。同社には、入社以来退職まで一貫して勤務し、申立期間も間違いなく勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社（平成13年4月解散）における退職者の在籍証明書の発行に関する事務を委託されているC協会の回答及び同社B支社の元従業員の回答から、申立人が申立期間において同社同支社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は昭和33年1月1日に被保険者資格を喪失し、同年3月1日に再取得した記録が確認できる上、それぞれの記録に届受番号が記載されており、申立期間における健康保険証の整理番号にも欠番は無く、申立人の申立期間に係る被保険者資格の喪失及び取得の記録は、同社同支社の届出に基づいて行われたことが確認できる。

また、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和32年5月1日から33年10月1日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は74人であるが、申立人を含め6人に被保険者期間の欠落がみられ、A社B支社は、一部の従業員について、申立期間及びその前後の期間の一時期に、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させていたことがうかがえる。

さらに、A社B支社の複数の元従業員が、「申立人は外務員であり、同社は、内勤社員と外務員で社会保険の取扱いが異なり、外務員は希望者だけ加入していた。」と述べている上、同社同支社で内勤の事務職であった元従業

員は、「内勤社員は全員が社会保険に加入させられたが、外務員は営業の班長や支社長が社員ごとに加入を決めていたのではないか。」と述べている。

加えて、C協会は、「申立人の申立期間に係る社会保険の届出及び保険料控除の状況は不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月 1 日から同年 12 月 3 日まで

A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。自分が代表取締役をしていたので、申立期間も被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は昭和 54 年 8 月 25 日まで同社の代表取締役であったことが確認できる。また、申立人は申立期間も代表取締役であった旨を供述しているほか、申立人の配偶者である経理担当の取締役も申立人が代表取締役であったとの認識を示していることから、申立人は申立期間においても、A社の代表取締役としての業務に関与していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和 54 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 11 月 14 日に健康保険証が返納されたことが記載されており、さかのぼって訂正された記録は無く、社会保険事務所（当時）の処理に不自然さは見られない。

また、申立人は、社会保険の届出事務は配偶者である経理担当取締役に任せていたとしているが、当該経理担当取締役は、「当時の資料は無く、手続についての記憶は無い。」と供述しており、申立人の資格喪失に係る届出について確認することができない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正

の対象とすることはできない旨が規定されている。

したがって、申立人は、A社において社会保険の届出等においても権限を有し、給与からの厚生年金保険料の控除及び保険料の納付についても知り得る立場であったと考えるのが相当であることから、申立期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月5日から20年7月31日まで
勤労働員学徒として、A中学校の3年次に、通年でB社（現在は、C社）に勤務し給与をもらっていたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

なお、B社で一緒に勤務した同窓生から、勤務した期間の一部に厚生年金保険の加入記録があると聞いている。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚2名（旧制中学の同窓生）の供述及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が申立期間にB社に勤労働員学徒として勤務していたことは推認できる。

しかし、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、厚生年金保険の被保険者には該当しない取扱いとなっている。

また、C社は、「申立期間当時の資料の保存が無いため、申立人の勤務実態や学徒勤労働員令に基づく学徒勤労働員に対する労働者年金及び厚生年金保険の取扱いについて不明。」と回答しており、上記の同僚の供述からは保険料控除についての供述が得られず、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は勤労働員学徒として勤務した期間も厚生年金保険被保険者として記録がある同窓生がいるとしているが、上記被保険者名簿において申立人は、昭和19年11月1日に資格取得し、氏名欄に「學」と記載され、「年金番号」欄は空白であることから、上記厚生省告示により、厚生年金保険の被保険者には該当しない取扱いであったと考えられるところ、上記同窓

生は、申立人よりも遅れて勤労働員学徒として勤務し、資格取得日は 20 年 4 月 1 日であり、氏名欄に「學」の記載は無く、「年金番号」欄に年金番号が記載されていることが確認できる。

しかし、申立人と上記同窓生の取扱いの違いについて、C社に当時の資料が保存されておらず、同窓生は、自身の厚生年金保険の被保険者記録がある理由及び当時の厚生年金保険料の控除について記憶していないため、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 11090

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月 23 日から同年 2 月 1 日まで
A 社（現在は、B 社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に昭和 58 年 1 月 31 日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B 社が保管する申立人自筆の「退職届」及び同社作成の退職者名簿に記載されている退職日はいずれも昭和 58 年 1 月 22 日であり、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失日と一致していることが確認できる。

また、B 社の人事担当者は、「当社が保管する退職者名簿では、申立人は昭和 58 年 1 月 22 日に退職しており、同年 1 月 23 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることから当月の厚生年金保険料は控除していないため、当該月は被保険者となることはできない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 11093

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年ごろから49年ごろまで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社に継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとするA社の所在地は、電話番号簿（昭和45年から48年までの期間）に記載された同社の所在地と一致することが確認できる。

しかしながら、A社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人は、A社の代表者及び同僚の氏名を覚えていないことから、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 2 月 1 日まで
② 昭和 38 年 7 月 21 日から 39 年 3 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうちの申立期間①及びC社に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、それぞれの会社に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立では、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の複数の元従業員は、「申立人を覚えていない。」旨供述していることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは確認できない。

また、B社の人事担当者は、「当該期間当時の人事記録が現存していないため、勤務実態は不明である。」旨供述していることから、A社における申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「入社後、すぐには厚生年金保険に加入しなかった。」旨供述しているなど、申立人が申立期間①において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

申立期間②については、C社の元代表者及び複数の元従業員による「昭和 39 年 3 月 1 日に入社したときには、既に申立人は勤務していた。」旨の供述から判断すると、少なくとも同年 2 月には、申立人が同社に勤務していたこ

とは推認される。

しかしながら、C社は、オンライン記録によると、昭和39年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、C社の元代表者から提出された「昭和38年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」によると、申立人を含む全員の厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

さらに、C社の当時の代表者は既に死亡しているため、同社における申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間②において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年2月1日から32年7月31日まで
② 昭和33年12月21日から34年9月30日まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、それぞれの会社に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の複数の元同僚による「時期は特定できないが、申立人が当社に勤務していた。」旨の供述から判断すると、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社の当時の代表者は既に死亡していることから、同社における申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「入社してから数年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得した。」旨供述しているなど、申立人が申立期間①において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

申立期間②については、B社の元同僚による「時期は特定できないが、申立人が当社に勤務していた。」旨の供述から判断すると、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、B社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人が記憶するB社の元同僚は、「厚生年金保険の適用事業所と

なっていないのに、当時の代表者が従業員の給与から保険料控除をするようなことは考えられない。」旨供述している。

さらに、B社の当時の代表者は既に死亡していることから、同社における申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

なお、申立人がB社を退職した後に同社から社名変更したとするC社は、オンライン記録によると、昭和38年6月5日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、B社の当時の代表者は、同日付で、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月から同年 4 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 49 年 3 月ごろから勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA社の同僚の供述から、申立人が昭和 49 年 3 月ごろから同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の雇用保険の資格取得日は、昭和 49 年 4 月 1 日となっており、厚生年金保険の被保険者資格取得日と同じ日であることが確認できる。

また、当時の事業主、顧問税理士等は死亡しており、申立人の勤務状況、厚生年金保険料の控除状況等について確認することができないものの、現在の事業主は、「申立期間の資料は保管していないが、申立期間当時は、A社には試用期間があり、試用期間については、厚生年金保険料を控除していなかったと思う。」と供述している。

さらに、申立人が記憶している上記の同僚は、「私は、昭和 49 年 2 月 1 日にA社に入社し、その後に申立人を同社に紹介し入社させた。」と供述しているが、当該同僚の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人の資格取得日と同日の昭和 49 年 4 月 1 日となっていることが確認できることから、A社においては、当時、従業員を採用後、一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取り扱いをしていたことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 11 月から 43 年 8 月まで
② 昭和 43 年 9 月から 44 年 9 月まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 44 年 11 月 1 日であり、申立期間①は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A社は、「当時の記録が残っていないため、申立人のA社における在籍状況は不明である。厚生年金保険の適用事業所となる前の期間は厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答している。

さらに、事業所別被保険者名簿から、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員 18 人のうちの一人は、「自分は昭和 28 年に同社に入社し、厚生年金保険の適用前の期間については、A社から厚生年金保険料を控除されていなかったため、国民年金保険料を納付していた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人が記憶しているB社の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の関係資料を保管していないことから、申立期間②当時の厚生年金保険料の控除状況について確認することができない。

また、当時の厚生年金事務担当者、事業主、上記の同僚及び従業員からは、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述は得られず、同事務担当者は、「当時、従業員の中には給与の手取り額が少なくなるとして厚生年金保険に加入することを希望しない若い従業員もいた。」と回答している。

さらに、B社に係る事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い上、不自然な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 34 年 6 月ごろまで
申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。
申立期間については、A社に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、事業主から回答が得られないため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認することができない。

また、申立人は当時の同僚を記憶していないことから、申立人のA社における勤務実態についての供述が得られない。

さらに、A社と同一所在地かつ同一事業主であるB社について調査したところ、オンライン記録では、厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間後の昭和 39 年 8 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

加えて、事業主から回答が得られないため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認することができない。

なお、A社とB社の事業主の厚生年金保険加入記録は、B社が適用事業所となった昭和 39 年 8 月 1 日からであり、それ以前の加入記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 5 月 1 日から 30 年 10 月 1 日まで
② 昭和 30 年 11 月 1 日から 33 年 3 月 1 日まで

申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の供述から申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は既に廃業しており、事業主も死亡しているため、申立人の厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、申立人が同僚として記憶している6名のうち5名は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載が無いことが確認できることから、同社においては従業員について全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

さらに、上記被保険者名簿から、申立期間当時、A社において被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したが、当時の厚生年金保険料の控除について確認できる供述は得られなかった。

加えて、上記被保険者名簿の健康保険番号に欠番等は見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難く、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さはみられない。

このほか、申立人について申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人はB社に勤務していたと申し立てしているところ、同社は既に廃業しており、当時の事業主とも連絡が取れないため、勤務の実態や保険料控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和33年6月1日であり、申立期間当時は適用事業所になっていないことが確認できる。

さらに、申立人が同僚として記憶している7名のうち5名は、B社が適用事業所になった昭和33年6月1日以降に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、これらの者に適用事業所になるまでの期間の保険料控除について照会したが、いずれも不明である旨回答している。

加えて、B社に係る事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さはみられない。

このほか、申立人について、申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 11100

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月 1 日から 41 年 2 月 6 日まで

申立期間当時は脱退手当金の制度を知らなかったし、受け取った記憶も無い上に、昭和 41 年 2 月 * 日に結婚式を挙げた直後に A 市で結婚生活を始めているので、脱退手当金を受け取っていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 41 年 3 月 8 日に支給決定されており、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年11月1日から31年10月1日まで
脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前2ページ、後6ページに記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和31年10月1日の前後3年以内に資格喪失した者14名の支給記録を確認したところ、10名について脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から5か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていること、及び当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人の脱退手当金についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の給付記録欄に、脱退手当金の支給記録が確認できるほか、申立人の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和31年11月13日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 8 日から 41 年 3 月 1 日まで
60 歳の時、社会保険事務所（当時）で自分の年金記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。
しかし、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の前後 70 名で申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 41 年 3 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失したことが確認できる女性被保険者は 11 名おり、そのうち 9 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、9 名全員が厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 41 年 6 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から 35 年 6 月まで

A社B支店に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社同支店に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員の供述により、期間は特定できないものの、申立人が正社員として同社B支店に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社に正社員として入社したとする従業員は、入社してから1年くらい後に厚生年金保険に加入したと供述していることから、同社では必ずしも入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

また、A社の事業主及び申立人が記憶している上司二人は既に死亡しているため、申立人の厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に欠番は無く、社会保険事務所（当時）の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月から同年 12 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に昭和 45 年 9 月から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 9 月から A社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと申し立てている。

しかしながら、A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人の被保険者資格取得日は、昭和 45 年 12 月 1 日と記載されており、同社に係る事業所別被保険者名簿の被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

また、A社の申立期間当時の 10 人の従業員に照会し、7 人から回答を得たが、3 人が申立人を記憶しているものの、申立人が申立期間に勤務していたことを記憶している者はいなかった。

さらに、上記 7 人の従業員うち 3 人の供述する入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が異なっていることから、A社では、必ずしも入社日を被保険者の資格取得日としていたわけではないことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 11105（事案 1146 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月から 51 年 2 月まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から保険料控除を確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正できないとの通知があった。

しかし、A社に勤務していたのは確かであり、入社時に年金手帳を提出し、緑色の健康保険証を受け取った記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の供述内容や社員旅行での写真等から、A社に勤務していたことはうかがえるものの、厚生年金基金にも加入記録が無く、健康保険組合は当時の記録を破棄していることから被保険者であったことを確認できないこと、当時の役員及び複数の同僚に照会したが、勤務実態や保険料控除があったことがうかがえる供述は得られなかったこと等から、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A社に入社の際、同社に年金手帳を提出し、同社から緑色の健康保険証を受け取った記憶があるとして、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいとしている。

しかしながら、厚生労働省によれば、年金手帳が使用開始されたのは昭和 49 年からであり、緑色の健康保険証は 61 年以降に使用されたものであるとしており、申立人が主張する申立期間にはこれらが使用されていないことが確認できる。

また、申立人が記憶する同僚の中には、A社の健康保険厚生年金保険被保

険者名簿で被保険者記録が確認できない者がいる上、同名簿から複数の従業員に照会し、新たにその名前が判明した同社従業員の中にも、被保険者記録が確認できない複数の者がおり、これらの者の中には、経理事務を担当していたとされる者も含まれている。

さらに、A社で営業事務を担当していたとする従業員は、同社の従業員には短期間で退職する者が多く、厚生年金保険に加入していない従業員もいたと思うと供述しており、同社では必ずしも全従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

そのほか当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月15日から28年11月15日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、定時制高校に通学しながら、勤務していた。社会保険事務所(当時)が資格取得日を見間違い、又は書き間違えたと思われるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社のB町にある工場へ昭和25年11月15日に入社したと主張しているところ、同社の同僚から提出された「新株式発行目論見書」によれば、B町にある同社工場は28年1月に他の町から移転してきたと記録されているが、雇用保険の加入記録、同社の同僚及び従業員の供述から判断して、入社日は特定できないものの、申立人は、同社に少なくとも27年9月3日には勤務していたことが認められる。

しかし、申立人と同種の業務内容で勤務していたとされる同僚及び中学校を卒業後に入社したと考えられる複数の従業員は、申立人と同様、入社後2か月から16か月の期間、厚生年金保険の被保険者記録が無いことから、A社では、入社日の異なる従業員を一定期間後に一括して厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたものと考えられる。

また、A社は、昭和53年9月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の代表者及び厚生年金保険の事務担当者は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除等の事実について確認することができない。

さらに、申立人の厚生年金保険手帳の記号番号は、厚生年金保険手帳記号番号払出簿によると、他の従業員3人と連続した番号で資格取得年月日を昭

和 28 年 11 月 15 日として同年 11 月 20 日に払い出され、また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿と当該払出簿における申立人の被保険者資格取得日は一致しており、不自然さは、見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月 1 日から 44 年 3 月 31 日まで

A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、月額 50 万円の報酬で勤務していたが、同社が火災に遭ったときに私の厚生年金保険に関する書類がすべて焼失してしまった。県が交付した厚生年金保険の手續の一部を添付するので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚及び事業主が申立人を記憶している旨供述していることから判断すると、申立人は、勤務期間は特定できないものの、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社から提出のあった申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎決定通知書によると、申立人は同社における厚生年金保険の被保険者となっていない。

また、申立人に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、A社に係る事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険被保険者証番号は連続しており、不自然な欠番や訂正箇所は見当たらないことから、社会保険事務所（当時）において、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人は、厚生年金保険に関する書類がA社の火災によりすべて焼失してしまった旨供述しているものの、同社における火災は、申立人が同社に入社する以前の昭和 41 年に発生していることが確認でき、このほか、県から発行された厚生年金保険手續の一部として申立人から提出された「証明書」は、国民年金手帳の写しであることが認められることから、当該「証明

書」から申立人が厚生年金保険に加入していたと判断することはできない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は昭和 43 年 6 月から 44 年 3 月まで申立期間を含み国民年金の保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月1日から32年11月1日まで
A社へ昭和29年4月1日に自動車修理工として住み込みで入社したが、32年夏ごろ皮膚病にかかり同年11月1日に退社した。申立期間も継続して勤務していたので、32年11月1日までを厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和29年4月1日にA社に入社してから32年11月1日に退社するまで、継続して同社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び同社に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の同社における厚生年金保険の記録は、いずれも資格取得日が昭和29年4月1日であり、資格喪失日が同年8月1日となっており、上記の両記録は一致している。

また、A社から提出された、「健康保険・厚生年金被保険者台帳・保険料控除計算書・諸給付記録簿」によると、申立人の厚生年金保険の記録は、資格取得が昭和29年4月1日、喪失が同年8月1日と記載されており、前記の社会保険事務所（当時）の記録と資格の取得年月日及び喪失年月日が一致していることから、申立人が申立期間に同社に勤務していた記録は確認できない。

さらに、申立人は二人の同僚の氏名を挙げているものの、このうちの一人は既に死亡しており、他の一人は、申立人を知っているが、申立人の具体的な勤務期間は分からない旨供述しているため、これらの者から申立人の勤務の状況や厚生年金保険の取扱状況について確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から申立

期間に厚生年金保険の記録が重なり、かつ、住所が判明した従業員 55 人（申立人が姓を挙げた同僚の一人を除く）に照会をし、32 人から回答を得たが、このうち 3 人は申立人を知っているものの、申立人の具体的な勤務期間までは分からない旨供述している。

なお、申立人は、A社を昭和 32 年 11 月に退職した理由は、会社に住み込みで働いていたが、部屋に南京虫が出て皮膚病にかかったためと供述していることから、同社の現会長に南京虫駆除に関する出来事について照会したところ、記憶が無い旨供述している。

また、申立人と同じ職種の同僚及び従業員 9 人のうち、申立人と同様に会社の寮に居住していた 7 人のうち、6 人に南京虫駆除に関する出来事について照会したところ、記憶が無い旨供述している。

さらに、上記 7 人のうち残りの一人（同僚）からは回答が得られず、加えて、戸籍謄本上の戸籍履歴から、申立人の申立期間における出生地からの住所地の変更も無いため、申立人の主張する退職時における A 社寮での申立人の居住の事実が確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 11109

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）での厚生年金保険加入記録は、昭和 56 年 10 月 1 日から 62 年 9 月 30 日までとなっているが、当時の同社人事課における社会保険の手続誤りにより、実質的退職日をもって資格喪失日が 9 月 30 日とされたものと推察する。

A 社での 9 月の給与支給明細書の厚生年金保険控除額が前月と同額であることから、加入記録を、昭和 62 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が保管していた支給明細書から、自分が昭和 62 年 9 月 30 日まで勤務していたので、厚生年金保険の資格喪失日が同年 10 月 1 日となるはずと主張している。

しかし、雇用保険の加入記録及び B 社より提出された社員台帳データによれば、申立人の同社における退職日は昭和 62 年 9 月 29 日と記録されており、また、オンライン記録において、申立人の厚生年金保険の資格喪失日が同年 9 月 30 日と記録されていることが確認できることから、申立人の同社における申立期間の在籍が確認できない。

また、申立人から提出された昭和 62 年 9 月分の支給明細書について、B 社は、当該支給明細書は同社が発行したものと思われると回答した上で、厚生年金保険料の給与からの控除方法は翌月控除と回答しており、さらに、申立人から提出された同年 9 月分支給明細書に記載されている厚生年金保険料額は同年 8 月分の厚生年金保険料額であると回答している。

加えて、A 社において申立期間当時の人事業務全般の担当者は、申立期間

当時の厚生年金保険料控除方法は、翌月控除であることから、月末日退職の従業員の場合には、退職月の給与からの厚生年金保険料の控除については退職月分と前月分の2か月分を徴収することとなる旨回答している。

このことから、申立人から提出された退職月である昭和62年9月分の支給明細書における厚生年金保険料控除額は、同年8月分と認められる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 12 月から 32 年 4 月ごろまで

A社には、昭和 30 年 12 月から 32 年 4 月までの期間のうち、30 年 12 月ごろから勤務し、31 年の春に離職した後、同年秋から翌年春まで再度勤務した。同社に勤務した記憶はあるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚が、申立人は「臨時」として同社に勤務していたことを記憶しているが、申立人の勤務した時期及び期間は不明の旨供述していることから判断すると、申立人は、勤務していた期間は特定できないものの、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社において申立人と同じ職種で勤務していたとする同僚（女性）5人のうち、4人は厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認でき、申立人と異なる職種で勤務していたとする同僚（男性）6人のうち、二人は被保険者となっていないことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から同僚及び従業員6人に照会し回答のあった4人が、従業員として氏名をあげた13人のうち、6人は厚生年金保険の被保険者となっているが、他の7人は厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

さらに、回答のあった同僚及び従業員は、A社では、冬場に「臨時」と呼ばれていた、男子の季節労働者及び近隣の季節雇用の女性作業者を多数雇用していた旨供述しているものの、申立期間当初の被保険者数は、同社の被保険者名簿より6人であることが確認できる。

このようなことから、A社における従業員の厚生年金保険について、申立

期間当時、同社はすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

なお、当時の工場長は、A社について、昭和30年3月の出荷を最後に製品の需要が無くなり代替業務も開発することができず、残っていた通年勤務の従業員も同年5月ごろに退職し、工場は閉鎖状態となった旨供述している上、同僚は、自身が退職した同年9月ごろに倒産した旨供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から55年5月まで

A社（現在は、B社）を結婚のため昭和38年3月に退職した際、その後も同社に継続して勤務していた主人の給与から、二人分の厚生年金保険料が控除されていた。確定申告書控え等の資料を数枚提出するので、調査の上、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年3月に社内結婚によりA社を退職したとしており、申立期間に同社において勤務していないことが認められる。

また、B社保管の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人の資格喪失年月日が昭和38年3月16日と記録され、同年4月3日付けで社会保険事務所（当時）に受理されていることが確認できる上、C連合健康保険組合発行の健康保険喪失・削除証明書には、申立人の夫が同組合の被保険者として記録され、その被扶養者欄に申立人に係る認定年月日が同年4月9日と記録されていることが確認できることから、申立人が申立期間においてA社の厚生年金保険の被保険者であったとは認められない。

一方、申立人は、A社退職時に会社担当者から厚生年金保険は継続される旨説明を受け、同社に継続して勤務していた夫の給与から二人分の厚生年金保険料が控除されていたと申し立てている。

しかし、申立人から提出された資料のうち、申立期間に係る昭和52年分から54年分までの夫の確定申告書控えによると、各年の社会保険料額は、当該申告書控えに記載されている給与所得金額と申立人の夫に係るオンライン記録の標準報酬月額を基に試算した社会保険料額とおおむね一致していることが確認できることから、申立人に係る厚生年金保険料が夫の給与から控除さ

れていたとは考え難い。

また、B社人事担当者は、当時の関連資料はすべて処分されているため申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について確認することができないとしているが、申立人の申立内容について「厚生年金保険の仕組み及び事務取扱に関する社内通念にかんがみて、その可能性は考えられない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。